

令和5年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の  
点検・評価に関する報告書

(令和4年度対象)



令和5年9月

宇佐市教育委員会

## 目 次

I 点検及び評価制度の概要	1
II 教育委員会	3
III 教育委員会事務局の行政組織	14
IV 点検評価シート	15
V 点検及び評価の結果	57
資料 宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱	64
歴代教育委員、教育長等	65

### 《 表紙写真の紹介 》

学校給食課の食育体験事業 (安心院小タケノコの皮むき)	四日市公民館子ども体験教室 (光井先生の木工教室)
宇佐の歴史や文化を楽しく学び、思考力 や創造力を育むきっかけづくりとして開催 した「ロボットうさみっと」でのYR体験	パネルシアター劇団「DANパネ団」に よる図書館での公演

# I 点検及び評価制度の概要

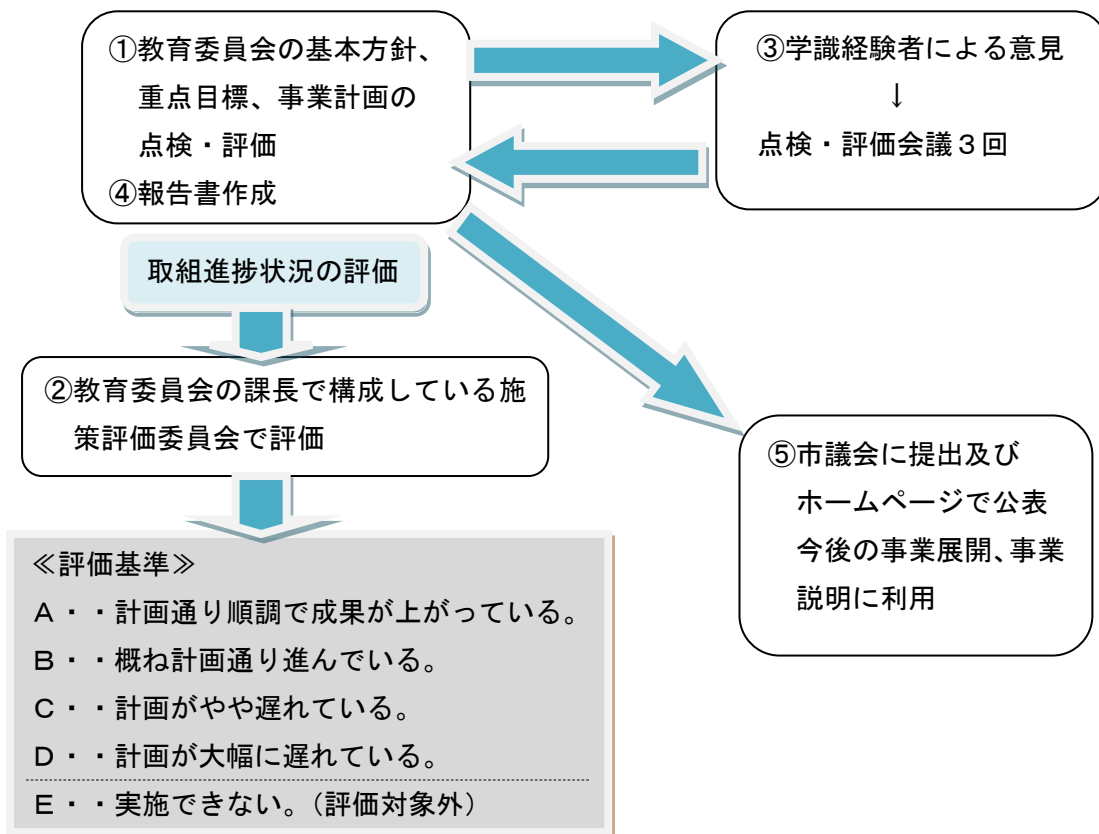
## 1 制度について

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部改正があり、その改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」のひとつとして、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

## 2 目的について

本市教育委員会では、毎年、次年度の基本方針、重点目標、事業計画を立てています。こうした取組実施にあたって、市民の皆様に、その進捗状況を公表する中でそれぞれの施策が確実に実施され、どのような成果があるかなどを点検・評価することにより、教育行政の改善を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することが重要であると考えています。

## 3 点検・評価のフロー



#### 4 学識経験者の知見の活用

点検・評価を実施するにあたり、地教行法第26条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」を定め、教育委員会の課長で構成している施策評価委員会が行った点検・評価シートごとの結果（自己評価）について、外部評価（「意見」と「評価」）を受けるという形で実施しました。

学識経験者の選定にあたっては、教育分野に精通している方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった経験のある識見の高い方の知見の活用を考慮しました。

#### 宇佐市教育委員会事務点検評価委員

(敬称略)

氏名	職歴等
石川 淑子 (院内町御沓)	元 院内町女性団体連絡協議会会長 元 社会教育委員
江藤 千秋 (安心院町矢畑)	元 安心院小学校長 元 深見地区公民館社会教育指導員 安心院中央公民館館長
佐藤 良二郎 (宇佐市大字下拝田)	元 宇佐市教育委員会教育次長

#### 《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## Ⅱ 教育委員会

### 1 教育委員会制度

教育委員会は、地教行法の定めにより、教育事務を執行するため、すべての地方公共団体に設置される合議制の機関（行政委員会）です。

この教育委員会制度は、一般人（レイマン※注）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されています。

委員は、教育の政治的中立という観点から、当該地方公共団体の長が、住民の代表である議会の同意を得て、任命することになっています。

教育委員会は、教育行政や学校運営が、教員など教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度となっています。

※注「レイマン」とは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、教育の専門家ではないという意味で用いられているもの。

### 2 教育委員会の構成

- 教育委員会は、教育長及び4人の委員から構成されています。
- 教育長及び委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、教育長は3年、委員は4年の任期であり、再任されることもあります。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。
- 事務局は、教育長のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。  
事務局の組織は、教育委員会の規則で定められています。

※平成27年4月から教育委員会制度が約60年ぶりに大きく見直されました。

- 改正内容は、
1. 教育行政の責任の明確化
  2. 総合教育会議の設置、大綱の策定
  3. 国の地方公共団体への関与の見直し

など教育委員長と教育長を一体化した「新教育長」の新設、教育行政に対する市長の権限強化などがあげられます。そのため、市長との連携の強化を行い、さらなる教育委員会の活性化が求められます。

なお、本市においては平成29年9月8日、新教育長制度に移行しています。

教育委員会教育長・委員（令和5年3月31日現在）

職 名	氏 名	任 期	備 考
教 育 長	高 月 晴 彦	R2.9.8～R5.9.7	
教育長職務代理者	小 野 裕美子	R3.9.8～R7.9.7	
委 員	古 里 万里子	R4.5.28～R8.5.27	
委 員	佐 藤 修 水	R1.5.28～R5.5.27	
委 員	徳 光 優 子	R2.5.28～R6.5.27	

### 3 教育委員会の会議（令和4年度開催実績）

教育委員会の会議は、毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会の開催、緊急時の持ち回り決裁等、令和4年度において次のとおり会議を開催し、審議を行いました。

- ①教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針・・・ 1件
- ②教育委員会規則の制定又は改廃・・・・・・・・・・・・ 11件
- ③学校その他の教育機関の設置及び改廃・・・・・・・・・・・・ 0件
- ④事務局職員及び教職員の人事並びに各種委員の委嘱・・・ 24件
- ⑤点検評価に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ⑥歳入歳出予算等、議会を経るべき事件の議案・・・・・・・・ 10件
- ⑦指定校変更及び区域外就学・・・・・・・・・・・・・・・・ 26件
- ⑧文化財の指定、解除、保存及び申請・・・・・・・・・・・・ 1件
- ⑨その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件

教育委員会議 令和4年4月7日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第25号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第5回 令和4年4月26日

議案番号	内 容	分類
議第26号	宇佐市立小学校小規模特認校就学実施要綱等の一部改正について	②
議第27号	宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の一部を改正する要綱	②
議第28号	宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について	④
議第29号	宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	④
議第30号	宇佐市立中学校標準服のあり方に関する検討委員会設置要綱の制定について	②
議第31号	指定校変更について	⑦
議第32号	令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について	④

教育委員会議 令和4年4月26日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第33号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 令和4年5月11日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第34号	令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について	④

教育委員会議 第6回 令和4年5月31日

議案番号	内 容	分類
議第35号	令和4年度教育費一般会計補正予算(第2号)案について	⑥
議第36号	宇佐市立中学校標準服のあり方に関する検討委員会委員の委嘱について	④
議第37号	宇佐市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について	④
議第38号	社会教育委員の委嘱について	④
議第39号	公民館運営審議会委員の委嘱について	④
議第40号	宇佐市文化財調査委員会委員の委嘱について	④
議第41号	宇佐市民図書館協議会委員の任命について	④
議第42号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 令和4年6月7日(持ち回り)

議案番号	内 容	分類
議第43号	令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について	④

教育委員会議 令和4年6月13日(持ち回り)

議案番号	内 容	分類
議第44号	令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について	④

教育委員会議 第7回 令和4年6月23日

議案番号	内 容	分類
議第45号	宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について	②
議第46号	宇佐市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について	②
議第47号	宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について	④
議第48号	指定校変更について	⑦
議第49号	宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)について	④
議第50号	宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)について	④
議第51号	宇佐市九七式艦上攻撃機保存活用委員会設置要綱の制定について	②

教育委員会議 令和4年7月1日(持ち回り)

議案番号	内 容	分類
議第52号	指定校変更について	⑦



教育委員会議 第8回 令和4年7月27日

議案番号	内 容	分類
議第53号	宇佐市部活動検討委員会設置要綱の制定について	②
議第54号	令和5年度使用 小学校用教科用図書採択について	⑨
議第55号	令和5年度使用 小学校用教科用図書採択について	⑨
議第56号	指定校変更について	⑦
議第57号	区域外就学について	⑦
議第58号	宇佐市三和文庫運営協議会委員の委嘱について	④

教育委員会議 第9回 令和4年8月29日

議案番号	内 容	分類
議第59号	令和4年度教育費一般会計補正予算（第4号）（案）について	⑥
議第60号	工事請負契約の締結について	⑥
議第61号	宇佐市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について	②

教育委員会議 第10回 令和4年9月27日

議案番号	内 容	分類
議第62号	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書について（令和3年度対象）	⑤
議第63号	指定校変更について	⑦
議第64号	区域外就学について	⑦
議第65号	指定校変更について	⑦
議第66号	令和4年度宇佐市社会教育功労被表彰者について	⑨

教育委員会議 第11回 令和4年10月28日

議案番号	内 容	分類
議第67号	専決処分の承認を求めることについて	⑥
議第68号	令和4年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）について	⑥
議第69号	指定校変更について	⑦
議第70号	区域外就学について	⑦

教育委員会議 第12回 令和4年11月28日

議案番号	内 容	分類
議第71号	令和4年度教育費一般会計補正予算（第7号）（案）について	⑥

議第72号	宇佐市立北馬城小学校高築球美子寄附基金条例の制定について	⑥
議第73号	指定校変更について	⑦
議第74号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第13回 令和4年12月27日

議案番号	内 容	分類
議第75号	指定校変更について	⑦
議第76号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第1回 令和5年1月20日

議案番号	内 容	分類
議第1号	宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について	④
議第2号	宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について	②
議第3号	宇佐市立四日市幼稚園の休園について	⑨
議第4号	指定校変更について	⑦
議第5号	令和4年度教育費一般会計補正予算(第9号)(案)について	⑥
議第6号	宇佐市立中学校標準服について	⑨

教育委員会議 第2回 令和5年2月10日

議案番号	内 容	分類
議第7号	令和5年度教育委員会の基本方針等について(案)	①
議第8号	令和4年度教育費一般会計補正予算(第10号)(案)について	⑥
議第9号	令和5年度教育費一般会計当初予算(案)について	⑥
議第10号	指定校変更について	⑦
議第11号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第3回 令和5年3月5日(臨時)

議案番号	内 容	分類
議第12号	令和5年度教職員人事について	④
議第13号	指定校変更について	⑦
議第14号	区域外就学について	⑦

教育委員会議 第4回 令和5年3月28日

議案番号	内 容	分類
議第15号	宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について	④
議第16号	令和5年度宇佐市奨学生の決定について	⑨
議第17号	令和5年度藤・稲尾奨学生の決定について	⑨
議第18号	令和5年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について	④
議第19号	宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	④
議第20号	宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について	②
議第21号	宇佐市立北馬城小学校高築珠美子寄附金活用事業助成金交付要綱の制定について	②
議第22号	小規模特認校就学申請について	⑨
議第23号	指定校変更について	⑦
議第24号	区域外就学について	⑦
議第25号	宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について	④
議第26号	宇佐市指定文化財の指定解除について	⑧
議第27号	宇佐市学校給食助成金支給要綱の制定について	⑥
議第28号	社会教育指導員の任用について	④
議第29号	公民館長及び地区館長、分館長の任用について	④
議第30号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 令和5年3月29日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第31号	指定校変更について	⑦

#### 4 教育委員会開催の回数

- ・ 定例会 12回
- ・ 臨時会 1回
- ・ 持ち回り 7回
- ・ 議案件数 83件
- |     |          |     |
|-----|----------|-----|
| うち、 | 条例・規則改正等 | 13件 |
|     | 人事案件     | 24件 |
|     | その他      | 46件 |
- ・ 告示件数 22件
- ・ 協議事項 2件
- ・ 報告件数 22件
- ・ 傍聴者 0名

## 5 教育関係機関等の訪問及び研修

学校現場を訪問することによって、学校経営や特色ある教育課程の編成に関する事項について、校長等との情報交換等を行うことや、授業参観とその後の協議を通して指導助言を行うことは、教育委員会の重要な活動でもあります。同時に教育環境（学校施設）の状況も視察し、子どもたちの学校生活、学習環境の状況の把握にも努めています。

また、各種研修会・講演会の出席、社会教育等施設の視察やオンラインで開催された会議や研修への参加を通して、学術及び文化に関する識見を高め、教育委員としての資質向上に努めています。

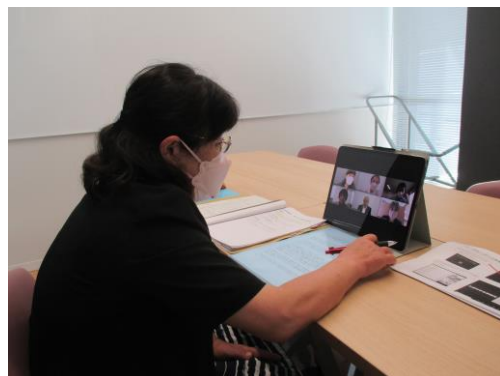
- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| ・ 市内学校訪問                       | 3回（9校）    |
| ・ 社会教育等施設等訪問                   | 1回        |
| ・ 図書館施設、資料見学                   | 2回        |
| ・ 全国市町村教育委員会研究協議会              | 山口市       |
| ・ 九州市町村教育委員会連合会                | 鹿児島市      |
| ・ 大分県市町村教育委員会連合会総会             | 国東市       |
| ・ 市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会        | 1回（オンライン） |
| ・ 文部科学省「学校の魅力化フォーラム」           | 1回（オンライン） |
| ・ 各種講演会・研修会（千玄室氏講演会、地域教育フォーラム） |           |



《平和資料展見学》



《学校訪問 授業視察》



《市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会》



《学校訪問 意見交換会》

## 6 総合教育会議

本市教育委員会では、平成24年度から教育委員と市長との意見交換会を行っていましたが、地教行法の一部改正により、平成27年度から全ての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置することとなりました。この会議で協議・調整をすることで、市長部局と教育政策の方向性を共有し、市の教育行政の推進を目指します。

- ・ 第1回 令和4年6月29日（水）
  - ・ 宇佐市公立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の改訂について
- ・ 第2回 令和4年11月11日（金）
  - ・ 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（令和3年度対象）について
  - ・ 部活動の地域移行について
- ・ 第3回 令和5年2月3日（金）
  - ・ 令和5年度教育委員会の基本方針等について



《総合教育会議》

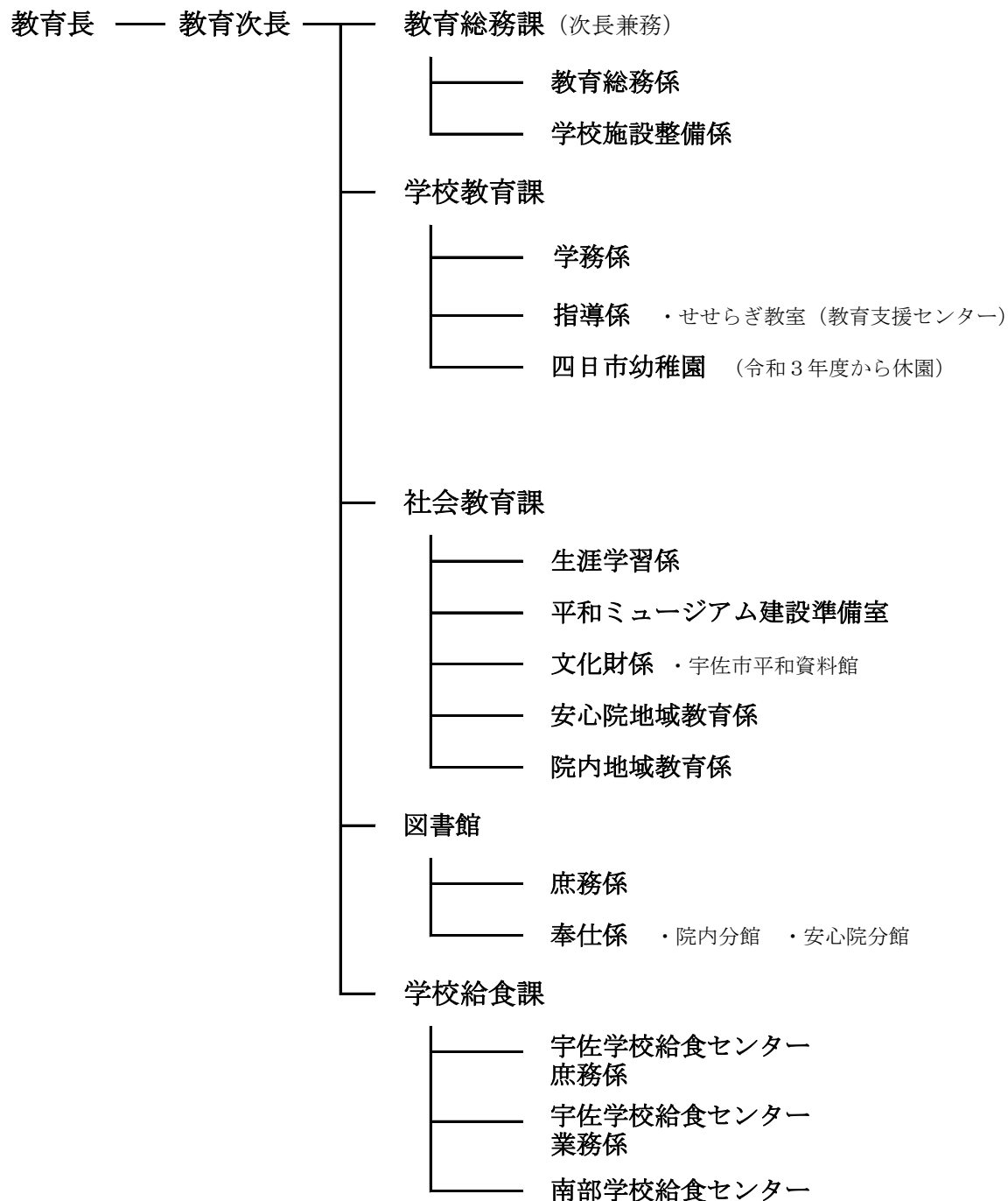
## 7 入学・記念行事式典等への出席

児童・生徒の姿や学校の状況を把握することができる機会として、入学式をはじめとした儀式的行事、学習発表会や音楽発表会をはじめとした学術的行事、運動会をはじめとした体育的行事に出席しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため出席を見送りました。





### III 教育委員会事務局の行政組織（令和4年4月1日）





## IV 点検評価シート

「宇佐市が目指す教育」を実現していくための  
**「3つのビジョン」と「10の取組の方向」**

「取組の方向」に基づく  
**「30の重点施策」**

**社会を生き抜く  
力の養成**

**学びのセーフ  
ティネットの構  
築**

**絆づくりと活  
力あるコミュ  
ニティの形成**

1 教育委員会の充実

2 就学前教育

3 義務教育

4 特別支援教育

5 高等学校教育

6 生涯学習

7 青少年育成

8 人権教育・啓発

9 平和ミュージアム

10 文化財

1 教育委員会の活性化

2 幼児教育の充実

3 安全・安心な学校づくり

4 学校施設・設備の充実

5 教育内容の充実

6 学習環境の整備・充実

7 地域に開かれた学校づくり

8 学校給食の充実

9 特別なニーズに対応した教育の推進

10 特別支援教育環境の充実

11 小中高連携教育の充実

12 奨学制度による支援

13 生涯学習施設・設備の充実

14 生涯学習活動機会の拡充

15 図書館サービスの充実

16 読書活動の推進

17 青少年育成関係組織・体制の充実

18 健全な社会環境づくり

19 地域「協育力」の向上支援の充実

20 家庭教育支援の充実

21 人権尊重社会の推進

22 人権総合対策の推進

23 平和ツーリズムの推進

24 資料館の機能拡充

25 戦争遺構の保存整備

26 文化財の調査と保護

27 文化財の整備と活用

28 郷土資料の収集と保存

29 伝統文化の保存と継承

30 文化財愛護の啓発と普及

重点施策 1 教育委員会の充実 (1) 教育委員会の活性化

1. 目 標
- ・教育委員会の活性化
  - ・開かれた教育委員会
  - ・「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)教育委員会の活性化</b>						
①教育委員の視察・研修会への取組の充実	学校、各種教育施設の視察・先進地研修	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問3回(9校)</li> <li>・社会教育施設訪問2回</li> <li>・図書館訪問・資料見学2回</li> <li>・市町村教育委員会研究協議会(オンライン)1回</li> <li>・九州市町村教育委員会連合会(鹿児島市)1回</li> <li>・全国教育長協議会及び研究大会(山口市)1回</li> <li>・大分県市町村教育委員会連合会総会(国東市)1回</li> <li>・文部科学省主催「学校の魅力化フォーラム」(オンライン)1回</li> <li>・地域教育フォーラム1回</li> <li>・千玄室氏講演会1回</li> </ul>	A
②総合教育会議の開催	市長と教育長・教育委員との「総合教育会議」	実施 (年2回)	実施 (年3回)	実施 (年2回)	第1回目(R4.6.29) ○宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の改訂について 第2回目(R4.11.11) ○令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書(令和3年度対象)について ○部活動の地域移行について 第3回目(R5.2.3) ○令和5年度教育委員会の基本方針等について	A
<b>(2)開かれた教育委員会</b>						
①教育行政方針の策定	教育委員会の方向性の明確化	実施	実施	実施	「教育行政方針」配布先 教育委員会事務局職員等 公民館、図書館	A
②教育委員会便りの発行	教育委員会実施行事の広報、内容の充実	実施 (年4回)	実施 (年4回)	実施 (年4回)	教育委員会の実施事業、行事の広報 No.42~No.45 (発行部数:1回172部) 各学校・図書館・公民館等に配布、ホームページに掲載	A
③ホームページの充実	教育委員会会議録・教育行政方針・市教委便りの掲載	実施	実施	実施	教育委員会会議録、宇佐市教育振興基本計画後期改訂分、教育行政方針、教委便り等の掲載	A

### 3. 課題・問題点

- 総合教育会議により、市長部局と教育政策の方向性を共有し、市の教育推進を目指す。令和4年度は臨時開催し、宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針の改訂について協議した。今後も、この会議において、さまざまな課題について協議・調整を行う必要がある。
- 教育委員の視察・研修については、令和4年度に通常開催となった会議やオンライン開催された研究協議会や文部科学省主催の研修会に参加し、全国の市町村教育長や教育委員と意見交換や情報交換し大変有効であった。今後も積極的に参加する必要がある。
- 開かれた教育委員会を目指し、教育委員会の施策や実施行事等について、年度毎の「宇佐市教育行政方針」、年4回の「宇佐市教育委員会便り」の発行や、広報うさやホームページ等を活用し、市民に対して積極的に情報提供に努める必要がある。
- 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進について、教育委員会便り等を通して啓発に努める必要がある。

### 4. 事務点検評価委員の意見

- ・学校の小規模化が進む中、適正規模・適正配置については、喫緊の課題である。子どもの育ちの視点に立った協議を進めていってほしい。

重点施策 2 就学前教育 (2) 幼児教育の充実

1. 目 標
- ・ 幼児教育の質の向上
  - ・ 幼児教育と小学校教育との連携の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 幼児教育の質の向上						
①宇高地区幼稚園教育協議会	協議会の開催	実施	未実施	実施	幼児教育から小学校教育への円滑な接続等幼児教育の振興・充実に向けた協議会を令和2年度までは年2回開催していた。しかし、令和3年度からの四日市幼稚園の休園に伴い未実施となっている。	E
②宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会	宇佐市幼児教育振興プログラムの推進	関係機関との連携により推進	実施	関係機関との連携により推進	「宇佐市幼児教育振興プログラム」を市内小中学校や保育所、保育園及び認定こども園に周知し、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続について推進を図った。	A
(2) 幼児教育と小学校教育との連携の推進						
①幼保小連携研修会	研修会の開催	実施	実施	実施	幼児教育と学校教育との円滑な接続の推進のため各幼児教育施設や小学校の担当者を対象に研修会を開催し、講義及び情報交換を行った。	A

3. 課題・問題点

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続については、宇佐市内の幼児教育・保育施設や小学校と連携を図りながら一層推進していく必要がある。
- 四日市幼稚園は休園であるが、子育て支援課とも連携し、「宇佐市幼児教育振興プログラム」をもとに、幼児期の教育の充実に向けた取組を進めていく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・幼児期の教育は家庭教育が主の部分が多いが、保育施設や他課(市長部局)と連携し、家庭と地域をつなぎ円滑に就学できるよう努めてほしい。

重点施策 3 義務教育 (3) 安全・安心な学校づくり

1. 目 標  
 ・学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進  
 ・遊具等の安全点検の実施

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進</b>						
①バリアフリー化の推進	スロープの設置	実施	実施 1校	実施	駅川中学校の屋内運動場にスロープを設置し、身体的な障がいのある生徒も学校生活を不自由なく過ごせる環境の整備を行った。	A
<b>(2) 遊具等の安全点検の実施</b>						
①小学校遊具の整備・充実	個別遊具の設置	実施 個別5校	実施 個別4校 (5基)	実施	小学校4校(横山小、長洲小、和間小、北馬城小)の個別遊具5基を更新した。個別遊具の更新を計画的に図ることにより、児童の心身の発達、自主性、創造性を身につけることにつながった。	A

3. 課題・問題点

○バリアフリー化の推進については、宇佐市教育振興基本計画では令和6年度までに全ての小中学校31校にスロープを設置する指標を掲げている。現在小中学校24校にスロープを設置しているが、今後も計画的に実施する必要がある。なお、エレベータ設置も含め費用対効果を勘案して計画的に取り組む必要がある。  
 ○小学校遊具の整備・充実については、効果を勘案して継続的に実施する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・いずれも実施できており評価できる。今後も指標どおりに進めてほしい。

重点施策 3 義務教育 (3) 安全・安心な学校づくり

1. 目 標
- ・ 地域と連携した学校安全の推進と 学校保健の充実
  - ・ 教職員の事務負担軽減による子どもと向き合う時間の確保

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 地域と連携した学校安全の推進と 学校保健の充実</b>						
①学校安全計画の策定・実施	学校安全計画を策定し、学校の安全を確保	実施	実施	実施	各校で全体計画、年間指導計画を策定し、学校教育活動全体を通して安全指導を実施できた。	A
②防災教育及び避難訓練の実施	学校安全計画に基づく防災教育・避難訓練の実施	実施	実施	実施	危機管理マニュアルに基づき、コロナ感染症対策を講じながら、防災訓練や不審者対応など関係機関との連携を強化した取組ができた。	A
③保護者、地域住民との連携を強化したスクールガード体制の確立	体制の確立・強化と安全で安心な環境づくり	実施	実施	実施	登下校時の安全対策など、保護者や地域住民との連携を強化して取り組んでいる。	A
④生徒の命と安全を守る取組	中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金	実施	実施	実施	中学校7校において生徒の命と安全を守るため補助金事業を実施(実施件数;267件)。	A
⑤学校保健計画の策定・実施	心身の健康のための保健計画の策定	実施	実施	実施	保健管理、保健教育、組織活動を柱として月目標を決め、年間を通して保健指導ができています。	A
⑥児童生徒、教職員の健康診断の実施	学校保健安全法に基づく健康診断	実施	実施	実施	新型コロナウイルス拡大防止に努め、実施ができた。令和4年12月時点で教職員の二次検診の未受診者がいたため、校長会を通じて受診指導を行った。	A
⑦宇佐市業務改善計画の策定・実施	働きやすい職場づくりと児童・生徒に向き合う時間の確保	実施	実施	実施	各学校の学校経営方針及び学校評価の4点セットに働き方改革の視点を盛り込み、業務改善計画を作成。それに基づき定期的に校内労働安全衛生委員会を開催。	A

⑧学校における労働安全衛生管理体制の整備	定期的な労働安全委員会の開催と労働環境の改善	実施	実施	実施	労働時間や環境の改善に向け、労働安全衛生委員会を開催している。喫緊の課題である教職員の時間外勤務の改善については、タイムカードによる客観的把握やノー残業デーの取組等により働き方の意識改革は進みつつある。	B
⑨児童生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスへの早期対応	健康相談・指導体制の構築	実施	実施 令和4決算額 (300千円)	実施	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒等の心のケア等状況に応じたきめ細やかな対応に効果を上げている。教職員のメンタルヘルス対策として、産業医を置いているが、産業医との面談は不十分な状況にある。	B
⑩フッ化物洗口による歯と口の健康	市内全小中学校におけるフッ化物洗口の実施	実施	実施 (小7回) (中6回)	実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期していたが、市内全小中学校において2月から再開。	B

## (2) 教職員の事務負担軽減による子どもと向き合う時間の確保

①学校における「働き方改革」の推進	音声電話アナウンス、タイムカードの活用	実施	実施	実施	タイムカードによる勤務時間の客観的把握ができた。音声電話の導入により働き方改革の推進が図れた。	A
-------------------	---------------------	----	----	----	---	---

## 3. 課題・問題点

- 学校保健安全法を基に児童生徒教職員の健康の保持増進を図っていく。二次検診の必要な教職員においては、早期受診の徹底及び関係機関との連携による継続的な取組を進めていく必要がある。
- 教職員のメンタルヘルス対策として、産業医の活用も含めた相談体制の充実を図る必要がある。
- 教職員の在校等時間については少しずつ減少してはいるものの、1ヶ月の在校等時間が80時間を超える教職員が一定数いることも事実である。教職員が本来担うべき業務を見直しワークライフバランスの視点に立った働き方改革を進めていくが、学校現場が抱える課題は多種多様であるため、労働軽減のための具体的な施策・支援に加え、教職員定数改善をはじめとする教育環境整備も喫緊の課題である。引き続き国及び県に働きかけていく必要がある。

## 4. 事務点検評価委員の意見

- ・防災訓練については、行事の一環とならないよう、訓練の意義をしっかりと共有してほしい。
- ・学校現場においては「タイムカード」や音声電話等の労務管理だけでは測ることができない業務内容がある。特に小規模校は、教員数が少ないため、負担も多岐にわたっている。まず、事務負担軽減の環境を作る必要がある。
- ・市の防災担当課の職員をゲストティーチャーとして招き、身近に起きた災害等について専門的見地からの話を聞くなど、防災関係課等との連携による防災教育の充実を図ってほしい。

**重点施策 3 義務教育 (4) 学校施設・設備の充実**

1. 目 標

- ・公立学校の規模の適正化
- ・学校施設・整備の充実

**2. 取組の進捗状況**

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)公立学校の規模の適正化</b>						
①公立学校適正規模及び適正配置に向けた取組	各学校運営協議会等との連携	実施	実施	実施	令和4年度は、適正規模・適正配置に関する基本方針を改訂し、小規模校に該当する11校の各学校運営協議会にて、改訂点の説明を行った。改訂版の方針に基づき、学校の持続可能性を高めるための方策の検討を進めるため、各校の魅力ある学校づくりに関する意見交換会に出席した。	A
<b>(2)学校施設・整備の充実</b>						
①校舎ワックスがけ・窓清掃	専門業者委託による校舎ワックスがけ及び窓清掃	実施	実施	実施	普通教室のワックスがけ、高所窓清掃を実施した。年1回の実施ではあるが、より快適な学習環境の整備と教職員の負担軽減が図れた。	A
②学校用務員の配置	学校用務員4名による学校施設環境整備支援	実施	実施	実施	令和4年度は、用務員4名配置し学校の環境整備の充実を図ることができた。	A

**3. 課題・問題点**

- 令和4年度は適正規模・適正配置に関する基本方針(改訂版)を基に学校の持続可能性を高めるための方策の検討を進めるため、魅力ある学校づくりに関する各校の意見交換会に出席し、学校や保護者、地域の意見をいただいた。令和5年度では、いただいた意見を基に、段階的に事業実施していく必要がある。
- 校舎ワックスがけ・窓清掃について、令和4年度のワックスがけは普通教室のみ実施した。より快適な学習環境の整備や教職員の負担軽減を図るためには、今後、特別教室や廊下等作業範囲の拡大や回数を増やす必要がある。

**4. 事務点検評価委員の意見**

- ・学校を存続させるために児童生徒や保護者が「通いたい通わせたい」と思える魅力ある学校づくりを進めていくうえで、教職員配置にも配慮する必要がある。
- ・今後も子どものため学習環境の整備支援に努めてほしい。



重点施策 3 義務教育 (4) 学校施設・設備の充実

1. 目 標 ・老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施(校舎、体育館、プール、トイレ等)

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施(校舎、体育館、プール、トイレ等)						
①老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施	校舎・体育館・プールの改修・整備	実施	実施 工事 51,960千円 修繕 27,113千円	実施	学校要望及び緊急性等を考慮し、不具合箇所を改善するための工事や修繕を行い、児童及び生徒の快適な教育環境の整備を図ることができた。	A
②トイレの環境改善	便器の洋式化	実施 トイレ 洋式化率 66%以上	実施 トイレ 洋式化率 66.03%	-	計画的にトイレの洋式化を行い、宇佐市教育振興基本計画で掲げた洋式化率65%以上という指標を達成した。	A
③増築事業	豊川小学校教室不足解消	実施 開発行為及び設計業務	実施 開発行為及び設計業務	実施	当初計画どおり順調に事業を進めることができた。	A
④長寿命化改修事業	西部中学校校舎施設及び設備の長寿命化改修	実施 設計業務	実施 設計業務	実施	当初計画どおり順調に事業を進めることができた。	A

3. 課題・問題点

○ 令和3年3月に宇佐市学校施設長寿命化計画を策定した。耐震化事業に併せて大規模な改修が実施できた施設とは反対に、耐震性がある施設については十分な改修が行われていない状況にある。今後、宇佐市学校施設長寿命化計画に基づき計画的に長寿命化対策を行っていく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・増築事業については、豊川小学校の今後の児童数の推移が心配されるが、いずれも実施できており評価できる。今後も指標どおりに進めてほしい。

重点施策 3 義務教育 (5) 教育内容の充実

1. 目 標

- ・ 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実
- ・ 豊かな心の育成
- ・ 健やかな体の育成

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実</b>						
①宇佐市ステップテスト	学力調査を実施 宇佐市中学校(1～2年)	実施	実施	実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止の中、令和4年4月(中1)、翌年1月(中1・中2)の実施により、生徒の学力の定着状況を把握し、指導に反映することができた。	A
②宇佐市標準学力調査	標準学力調査を実施 宇佐市小学校(1～6年)	実施	実施 小学校1～6年生	実施	国語・算数・理科3教科を小学校4年生から6年生で、国語、算数2教科を1年生から3年生で実施し、児童の学力の状況を把握し、指導に反映することができた。	A
③学校教育支援教員等配置事業		25人配置	20人配置	25人配置		
③-1 複式授業改善臨時講師	複式学級の授業改善を図るため臨時講師を配置	16人配置	13人配置		臨時講師を配置し、複式学級におけるきめ細かな指導や授業改善を図ることができたが、一部、人員不足により十分な配置ができなかった。	B
③-2 多人数学級支援教員	36人以上で単式学級となる多人数学級に支援教員を配置	2人配置	2人配置		配置により少人数指導、習熟度別指導等によるきめ細かな学習指導を行うことができた。	A
③-3 習熟度別学習指導教員	習熟の程度に応じたきめ細やかな学習指導を行うため、中学校に習熟度別学習指導教員を配置	5人配置	3人配置		生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導を行うための配置を予定していたが、人員不足により十分な配置ができなかった。	B
③-4 外国語指導教育指導員	市教委に「外国語指導教育指導員」を置き、ALTと英語科担当教員との連絡調整及び授業内容の充実に向けた助言・支援	1人配置	1人配置		ALT6名と学校間の連絡調整や英語教育についての指導を行った。	A
③-5 児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター	市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育内容の充実に向けた助言・支援	1人配置	1人配置		特別な支援を必要とする児童生徒の指導計画や支援計画及び指導方法の充実を図ることができた。また人権・部落差別解消について教職員研修や授業についての資料作成、学級集団づくりについての助言等により、各校の教育内容について支援することができた。	A

④外国語指導助手派遣事業	外国語への興味、関心を高め、グローバルな感性を育成するため指導助手を派遣	6人派遣	6人派遣	6人派遣	外国語への興味・関心を高め、積極的に外国の人と関わろうとする態度を育成するため外国語指導助手を派遣した。	A
⑤宇佐市教育委員会国際交流事業	国際感覚を身につけた人材と、英語力向上をめざしハワイ州中学生との交流事業を実施	実施	実施	実施	国際感覚を身につけた人材を育成するためハワイに中学生20人を派遣予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインによる交流事業を実施した。	A
⑥総合的な学習等を活用したふるさと教育・キャリア教育の推進	ふるさとの「人・もの・こと」を活用した体験型学習、探究型学習を通じて郷土の理解促進	実施	実施	実施	各校において、地域の特色を生かして人・もの・ことから学ぶ学習に取り組んでいる。	A
<b>(2)豊かな心の育成</b>						
①人権教育ブロック別研修会及び市指定研究会	市指定研究会を実施し、児童生徒の人権意識を育成する効果的な教育実践の交流の推進	実施	実施	実施	各ブロックごとに授業研究会及び実践交流会を開催した。市人研指定の研究会を宇佐ブロックの4校で開催し、学習を深めることができた。	A
②宇佐市人権フォーラムの開催	教職員の人権意識の高揚に向けた各校における人権教育の実践交流	実施	実施	実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、会は開催できなかったが、実践報告のレポートの還流を行った。	A
③教育支援センター(せせらぎ教室)事業	教育支援センターに指導員、臨床心理士等を配置し、不登校児童生徒の学習機会の確保及び自立支援の推進	指導員4人、臨床心理士等置	指導員4人、臨床心理士等1人配置	指導員4人、臨床心理士等配置	学校と指導員、臨床心理士の連携を深め、初期対応の充実ができた。また、継続的に相談活動を行い、学校・家庭支援も進めることができた。	A
④スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉と精神保健に関して専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーの活用による学校の問題解決能力の向上	4人配置	4人配置 相談件数 延べ3,198 件	4人配置	スクールソーシャルワーカーは、学校や家庭からのニーズも高く児童生徒の個別の状況も複雑化している。4名が週2日勤務し、児童生徒を取り巻く環境の改善を目的に学校や保護者に対して専門の立場から効果的な支援を行った。	A
<b>(3)健やかな体の育成</b>						
①体力向上推進事業の推進	体力の向上に向けたR1テスト(走力+1種目)及び特色ある一校一実践の実施	実施	実施 小学校24校 1年生になわとびを配布	実施	「走力」及び「敏捷性」を中心に各校の実態に応じて「1校1実践」に取り組み、運動する機会の増加が図られた。	A

### 3. 課題・問題点

- 学校・地域・家庭の協働による三つの資質能力(「知識及び技能」「思考力, 判断力, 表現力等」「学びに向かう力, 人間性等」)の育成を目指した質の高い教育を提供し、安心して子どもを託すことのできる教育環境の整備が求められている。今後も地域素材や外部講師を活用した系統的な学習を展開させていく必要がある。
- 少人数指導や習熟度別学習の実施等により、個に応じた学習指導を行うことで、確かな学力の定着を図ってきた。今後も継続していく必要があるが、教員免許保有者の不足が大きな課題となっている。
- 小学校外国語活動・外国語科が必修となり、時間数が増えたためALTの増員が必要である。
- 人権教育や道徳教育等に取り組むことで人権感覚を育むとともに、豊かな心の育成に今後も努める必要がある。
- 学校教育目標の実現に向け、地域人材の活用による地域との協働体制づくりを更に進めていく必要がある。
- 児童生徒を取り巻く多様な課題を解決するためにスクールソーシャルワーカーの役割が重要になっている。今後も、関係機関と連携を密にしていけるためにも勤務日数の増加、増員が必要である。

### 4. 事務点検評価委員の意見

- ・学校現場においては、定数や産育休の代替等、教員が不足している。これは全国的なことで、採用試験等にも影響があるが、現場の状況からも、市費による人員配置は必要不可欠である。
- ・教員の資質や児童生徒の育成に関する教育活動の在り方等、学校現場の現状を捉え、対応を考える必要がある。

重点施策 3 義務教育 (6) 学習環境の整備・充実

1. 目標

- ・ 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備
- ・ 信頼される教職員の育成
- ・ 経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備</b>						
①理科教育等設備整備事業	理科教育設備の整備(整備率の低い学校から順次実施)小学校4校、中学校1校	北馬城小・天津小・和間小・深見小・宇佐中	北馬城小・天津小・和間小・深見小・宇佐中	宇佐小・西馬城小・高家小・津房小・駅川中	予定された各校に順次整備を行った。(生物顕微鏡、内臓模型など)	A
②小中学校教育システム最適化事業	小中学校の教育システムの構築により業務効率及びセキュリティの向上	校務ソフトの活用	校務ソフトの活用	校務ソフトの活用	各校において校務ソフトが活用され教職員の業務効率が上がっている。令和4年4月1日～令和4年9月30日まで再契約。令和4年10月1日からは県域での共同調達により統合型校務支援システムを契約。	A
③GIGAスクール構想の実現	各校における児童生徒1人1台端末の活用推進(学習支援ソフトの導入・家庭へのモバイルルーターの貸与)	実施	実施	実施	各校における児童生徒1人1台端末を授業や家庭学習で活用。	A
④ICT支援員の配置	ICT機器を活用した授業への教材作成支援及び操作サポート	2人配置	2人配置	2人配置	各学校のICT関連機器の設置や不具合等に対応するため支援員を配置。学校のニーズに応じた素早い対応が実現できている。	A
⑤GIGAスクールサポーターの配置	教員及び児童・生徒に対して1人1台のタブレット端末の操作や授業における支援の実施	2人配置	2人配置	2人配置	タブレット端末を使用した授業支援や操作不具合など、学校のニーズに応じた素早い対応が実現できている。	A
⑥校務支援システムサポーターの配置	校務支援ソフトウェアのフォーマット作成及び年度更新作業。更には、教職員への操作サポート業務の実施	1人配置	1人配置	1人配置	各学校のニーズに応じた業務支援により、校務支援ソフトの活用を充実させることができた。	A
⑦学校図書館活用推進事業	学校司書の配置による図書館教育の充実	8人配置	8人配置	8人配置	学校司書の配置により、学校図書館の蔵書整理、環境整備が進んでいる。ブックトーク等、学校司書の教科指導等における活用により、学校図書館教育の充実を図ることができている。	A

⑧部活動指導員の配置	部活動指導員配置による学校部活動の指導の実施(部活動顧問の負担の軽減)	6人配置	6人配置 部活動指導員 1日2時間 週3日	6人配置	県の事業により6名を配置。配置校においては、教員の負担軽減ができています。	A
⑨スクールサポートスタッフの配置	教員の補助作業の実施	10人配置 スクールサポートスタッフ 1日6時間 年間200日	10人配置	10人配置	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い令和4年度に引き続き10名を配置。配置校においては、教員の負担軽減が図れた。	A
⑩学習指導員配置	学習指導員配置による学びの保障	4人配置	4名配置	4人配置	新型コロナウイルス感染拡大防止のため4名配置。配置校においては、児童生徒の学習保障が図れた。	A
⑪学校図書購入事業	小中学校の学校図書購入	実施	実施 令和4年度 決算額 (13,680千円)	実施	小中学校の図書館充実のため図書を購入した。(小学校5,164冊、中学校2,678冊)	A
⑫デジタル教科書購入	指導者用デジタル教科書購入	実施	実施 令和4年度 決算額 (983千円)	実施	各小学校において、指導者用デジタル教科書を授業で活用している。(算数5、6年のみ)	A
⑬学習者用デジタル教科書実証事業	デジタル教科書を提供し、教育効果を検証する対象は、小学校5・6年生、中学校全学年	検証校にて実施	検証校 英語:全小中学校 算数又は理科:全小学校 数学又は理科:全中学校	検証校にて実施	検証校において、1~2教科の学習者用デジタル教科書を導入。教職員に対して10月に検証のため、アンケートを実施した。効果的な活用に向け、職員の研修を行った。	A
<b>(3)経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援</b>						
①遠距離通学補助事業	路線バスの定期代補助 自家用車を利用する通学に対する補助 自転車購入補助	実施	実施 スクールバス 通学定期代 (2,471千円) 遠距離通学費 補助金 (1,451千円)	実施	スクールバス通学定期代…深見・津房地区のうち路線バスが運行している地域の生徒が安心院中に通学するためバス定期代を補助した。(22人) 遠距離通学費補助金…院内地区の小学校で3km以上及び市内の中学校で5km以上の児童生徒に対し路線バス代を補助した。(14人)	A
②スクールバス運行事業	市所有バスを利用した送迎業務委託 タクシーによる送迎業務委託	実施	実施 (大見尾2,640千円) (麻生2,564千円) 遠距離通学児童生徒送迎業務委託 (13,395千円)	実施	路線バスの運行がない佐田(大見尾)、麻生地域の児童生徒が四日市南小、安心院中に通学するため市所有バス、ワゴン車で送迎業務を実施した。 遠距離通学児童生徒送迎業務委託…四日市南小、院内北部小に遠距離から通学する児童及び佐田地区から安心院中に通学する生徒に対しタクシーによる送迎業務を実施した。(43人)	A

③就学援助費	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助費の支給 新入学用品の入学前支給	実施	実施 令和4年度 決算額 (小35,762千円) (中42,191千円)	実施	入学準備がスムーズに行えるよう入学前の支給など、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行った。(小学校501人、中学校316人)	A
④生理用品の整備	誰でも気軽に使用できるように小中学校の女子トイレ等に生理用品を常備	実施	実施	実施	生理用品を各小中学校の女子トイレ等に常備した。	A
⑤新型コロナウイルス感染症対策	修学旅行の貸切バスを増便及びキャンセル料補助による感染症対策の実施	実施	実施	-	修学旅行の貸切バスを増便し、感染症対策を実施した。 実施校:17校 増便したバス:10台 ・大型バス10台(単独実施5校。連合による実施4グループ12校) ・中型バス→大型バスへ変更:2校)	A
	学校で感染症対策を行うための用品の配布	実施	実施		学校で感染症対策を行うための用品を購入した。(無添加ハンドソープ、手指消毒アルコール、拭き掃除用アルコール、非接触式電子温度計など)	A

### 3. 課題・問題点

○国の方針に基づき、一人一台端末を導入し授業等で活用しているが、黒板やノートとの併用によるハイブリッド型の授業やオンライン授業等ICTの効果的な活用に向けたICT機器の整備や教員の研修が必要である。  
ICT環境の更新、トラブルやセキュリティ対応について専門的な知識を持つ職員が必要である。

### 4. 事務点検評価委員の意見

・部活動指導員、スクールサポートスタッフ等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い配置された学校では教員の負担軽減ができていと考えられるので、今後も引き続き人員配置を行い教員の負担軽減に努めてほしい。

重点施策 3 義務教育

(7) 地域とともにある学校づくり

1. 目 標 ・ 確かな絆で結ばれた地域とともにある特色ある学校づくり

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 確かな絆で結ばれた地域とともにある特色ある学校づくり</b>						
①宇佐市教育の日を中心とした学校公開の推進	毎月19日を宇佐市教育の日として学校公開	実施	実施	実施	新型コロナウイルス感染症の影響により計画通りにはできなかった。学校規模に応じて、感染防止対策や規模等を工夫し、可能な限り実施した。	A
②学校運営協議会制度の活用による地域とともにある学校づくり	学校運営協議会制度の活用	実施	実施	実施	新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、感染状況に応じて、各校で時期や開催方法等を工夫しながら、市内全小中学校で開催することができた。	A

3. 課題・問題点

○新型コロナウイルス感染症の影響により、学校公開も含め保護者・地域との関わりが例年より持っていない状況であるが、各校の状況に応じて工夫しながら公開や連携を行っている。児童生徒を取り巻く環境も複雑化していることから、児童生徒の生きる力を育むためにも、学校運営協議会制度を活用し、課題を共有しながら熟議していく等、学校、家庭、地域の協働による学校支援活動をさらに推進していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・コロナ禍においても地域や保護者への学校公開を工夫して実施できている。課題を共有し、魅力ある学校運営を推進してほしい。



重点施策 3 義務教育 (8) 学校給食の充実

1. 目 標
- ・安全で安心な学校給食の提供
  - ・食育の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)安全で安心な学校給食の提供(11項目)						
①学校と家庭と連携した学校給食の提供	給食の提供回数 運営委員会 献立委員会 給食だより	年200回 年1回 年3回 毎月作成配布	宇佐197回 南部196回 年1回 年1回 毎月作成配布	年202回 年1回 年3回 毎月作成配布	台風や降雪による休校の為、提供数が減。 運営委員会の議決事項により充実した給食事業を実施した。コロナ対策により、南部センターは運営委員会総会は書面表決を行った。献立委員会を両センターとも1回実施し、意見・要望を反映しながら充実した給食の提供を行った。(コロナ対策により、会議等の実績減)	A
②検食の実施	宇佐 小学校メニュー 中学校メニュー 南部 共通メニュー	給食提供回数	給食提供回数	給食提供回数	毎日の各献立について、人体に有害と思われる異物混入がないか、調理過程において加熱処理等が適切に行われているか等の検査のため配送前に検食し、安全安心な学校給食を提供することができた。	A
③学校給食の満足度向上	デザート、ふりかけなどの副食品の提供	年60回	宇佐 年102回 南部 年60回	年60回	給食メニューにデザートやふりかけを付けることで、ボリューム感や美味しさのアップを図り、児童・生徒が満足できるようにメニューの充実を図った。	A
④衛生管理基準の徹底	学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の徹底	衛生管理の状況を定期的に点検	衛生管理の状況を定期的に点検	衛生管理の状況を定期的に点検	衛生管理・異物混入マニュアル等の「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」に沿って、衛生管理をはじめ異物混入・コロナ対策等について、講習会を行った。	A
⑤施設の衛生管理	施設の消毒 有害生物モニタリング	年3回 月1回	年3回 月1回	年3回 月1回	専門業者による消毒、適正製造環境維持のモニタリングを実施し、施設の衛生管理を図った。	A
⑥給食施設職員の衛生検査、研修	検便 個人衛生点検表提出 研修会(衛生講習会)	月2回 毎日 年2回	月2回 毎日 年2回	月2回 毎日 年2回	職員の健康及び衛生管理のため検便を月2回実施するとともに、衛生講習会を夏休み期間等に実施し、衛生意識の徹底を図った。	A
⑦地産地消の取組推進	「ふるさと給食の日」を設定し地元産の食材使用 「学校給食1日まるごと大分県」などのイベントを通じた地産地消の推進 「そら豆のさやむき」や「クロダマルの枝豆収穫」など食育体験と連携した取組	毎月2回 年1回 宇佐年2回 南部年5回	宇佐15回 南部18回 宇佐 5回 南部 5回 宇佐 0回 南部 4回	毎月2回 年1回 宇佐年1回 南部年3回	地元食材を使用した「ふるさと給食の日」、「学校給食1日まるごと大分県」を通じ、市の「学校給食地場産品利用促進事業」や県の「県産食材等を活用した学校給食提供事業」制度を活用し、地産地消の推進を行った。 宇佐センターはコロナ対策のため食育体験活動等は実施はしなかった。 南部センターは食育体験として、枝豆、そら豆、タケノコ、トウモロコシの皮むき体験を実施し、献立に加えた。	A

⑧食物アレルギー食材の除去食	宇佐学校給食センター 南部学校給食センター	実施 実施	実施 実施	実施 実施	保護者・学校・センターが連携を図り、両センターで除去食・代替食の提供を行った。	A
⑨運営委員会会計監査	宇佐学校給食センター 南部学校給食センター	宇佐年3回 南部年1回	宇佐年3回 南部年1回	宇佐年3回 南部年1回	宇佐では年3回、南部では年1回会計監査を行い、適正な学校給食事業を行うことができた。	A
⑩未納給食費への対応	口座振替不能の連絡督促状の発送	実施 年3回	実施 年3回	実施 年3回	学校と連携し状況を報告しながら、催告等を行い収納率の向上に努めた。 令和4年度収納率 宇佐センター 99.55% 南部センター 99.59%	A
⑪老朽化に伴う施設・設備の更新	施設、設備、配送車等の計画的な更新	実施	実施	実施	宇佐センター：排水処理施設の制御盤取替修繕、システム洗浄機、配送車の更新。 南部センター：牛乳保冷庫の更新、スチームコンベクション及びコンペアー洗浄機の修理を計画的に行った。	A

## (2)食育の推進(3項目)

①ホームページの充実	毎日の給食や献立を写真とコメントで紹介、給食レシピ、行事等については随時紹介	実施	実施	実施	毎日の給食をホームページに掲載し、給食に関する関心を高めることができた。	A
②「給食だより」「宇佐給食通信」の発行	給食だより 宇佐給食通信	毎月作成 配布	毎月作成 配布	毎月作成 配布	給食レシピや季節のメニューを紹介し、栄養価や食材について分かりやすく掲載した。 また毎月、食育の目標を決め、食の大切さ、衛生、マナー等について掲載した。毎月1回ずつ配布した。	A
③食育の指導	学校での食育授業、給食時間における食に関する指導  学校給食の試食、学校給食センター見学の受入れ	随時実施  随時実施	指導 宇佐 61回 南部 16回 試食 宇佐 5回 南部 1回 見学 宇佐 2回 南部 0回	随時実施  随時実施	各小中学校への食育授業及び給食センター見学において、学校給食を教材として食に関する指導を行った。  また、PTA等の試食受入れも随時行った。(コロナ対策により、見学及び試食の実績減)	A

## 3. 課題・問題点

- 学校給食は、安全安心を第一に児童生徒に提供している。今後も限られた予算内で献立や調理の工夫を図り、充実した学校給食の提供に努めていかなければならない。また、両センターの給食献立の統一等のメニューの内容についての検討が必要である。
- 異物混入等の発生を防ぐために、「学校給食衛生管理基準ガイドライン」を徹底し、衛生講習会や朝礼などで調理従事者に尚一層の意識の向上を図るとともに、調理従事者の感染等のリスクを防ぐ取り組みが引き続き必要である。
- アレルギー対応食を、保護者・学校・センターが連携し安全安心な提供に努める。
- 未納給食費については、公会計化に向けて台帳の整理を行う。引き続き定期的に催告書・督促状を送付し、未納金の徴収に努める。
- 公会計化に向けて、県下で導入している自治体を参考にしながら、会計規則や契約事務等の法整備について関係各課と調整していく必要がある。
- 両センターともに施設設備の老朽化が進んでおり、適切な維持管理と学校給食の衛生管理に努めるため、児童生徒数の減少傾向も考慮しながら、優先順位を設定しつつ、計画的かつ適正に改修・更新等を行う必要がある。

## 4. 事務点検評価委員の意見

- ・給食費については、学校給食課としては公平負担の原則の徹底というところから、より高みを目指して100%がA評価という認識の中で自己評価がB評価だが、外部評価の観点からはA評価でよい。
- ・食育体験は、学校と連携して、皮むき体験だけではなく、給食に使う食材を実際に育てるところから取組をしてはどうか。
- ・給食だよりや献立は、メニューがバラエティーにとんでいて家の食事作りにも参考になっている。全国的に学校給食が唯一の栄養になる子どもが多いという話があるので、学校給食はそういう意味でも大事である。

重点施策 4 特別支援教育 (9) 特別なニーズに対応した教育の推進

1. 目 標 ・ 啓発活動と個別支援計画の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 啓発活動と個別支援計画の充実</b>						
①就学前相談会の実施	「5歳児すこやか相談会」における就学相談	実施	実施	実施	8月～9月に「5歳児すこやか相談会」における就学相談をさんさん館において4回実施。就学に関する相談は14件あり、子どもの状況や保護者の願いに寄り添いながら就学指導を行うことができています。	A
②個別支援計画の充実	支援ファイル「あしあと」の配布、活用	実施	実施	実施	就学前から就職前までを記載したファイルを配布し、特別支援教育の充実を図っている。 (配布数:36冊、累計496冊)	A

3. 課題・問題点

- 特別な支援を必要とする児童生徒等の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、特別支援コーディネーター等の活用の推進等、さらなる指導体制の充実が必要である。
- 切れ目のない支援を実現するためには、「あしあとファイル」のより一層の活用を関係機関に周知する必要がある。
- 共生社会の構築に向けて、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるために啓発活動が求められている。
- 学校教育における特別な支援についてはニーズも高いため、今後も「子ども支援部会」との連携を一層推進していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・就学前相談はとても重要なことで、きめ細かい支援が継続して出来ている。関係機関と連携し、今後も切れ目のない支援を続けてほしい。

重点施策 4 特別支援教育 (10) 特別支援教育環境の充実

1. 目 標 ・ 教育環境の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)教育環境の充実</b>						
①学校教育支援教員等配置事業						
①-1 特別支援教育支援員	特別の支援を必要とする園児児童生徒に対し適切な教育を行うため支援員を配置	42人配置	44人配置	45人配置	教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うため支援員を配置した。	A
①-2 児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター	市教委「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」による教育内容及び支援の充実	1人配置(再掲)	1人配置(再掲)	1人配置(再掲)	特別な支援を必要とする児童生徒の指導計画や支援計画及び指導方法の充実を図ることができた。	A
②特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減	実施	実施 令和4年 決算額 (1,544千円)	実施	小学生55人、中学生17人の保護者へ支給した。	A
③特別支援学校教諭免許取得率	免許取得率の向上	率の向上	取得率78% (令和3年: 76%)	率の向上	新型コロナの影響により例年実施している免許取得説明会は紙面による資料送付となったが特別支援学級担任の免許取得率は高く維持できている。	A

3. 課題・問題点

- 支援が必要とされる児童生徒は年々増加している。特別支援教育支援員の確保と資質向上をさらに図る必要がある。
- 特別支援学級や通級指導教室の増設、加配教員の増員の要請等を行い、障がいの種類、程度及び能力に応じたきめ細かな教育環境の整備を行う必要がある。
- 児童・生徒の障がいの状態及び発達段階、特性等に応じて指導ができるよう、教材等の充実を図る必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・特別支援教育支援員は配置できているが、児童生徒の特性に応じた教育環境のため、今後もニーズに合うよう支援員の配置に努めてほしい。
- ・特別支援学校教諭免許取得の取組はよい。声かけを継続していくことで、教職員の意識も向上する。

重点施策 5 高等学校教育 (11) 小中高連携教育の充実

1. 目 標 ・ 小中高連携教育の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)小中高連携教育の充実</b>						
①連携型小中高一貫教育の推進	安心院高と安心院・院内地区の小中学校の連携活動の推進	実施	実施	実施	新教科地球未来科を中心とした研究の継続により小中高が連携した実践が行われてる。令和4年度は、コロナ禍により開催方法等工夫しながら、運営指導委員会を2回、研究発表会を院内中部小学校、院内中学校、安心院高校で開催した。	A
②高校とのジョイント事業	市内高校への進学を推進するため高校の教諭が市内5中学校で授業の実施	実施	未実施	実施	年2回の連絡会議や市内5中学校で特色ある授業が実施する予定であったが新型コロナウイルス感染症防止に伴い中止。	E
③中高連携会議の開催	中学校と地元高校の連携の推進	実施	実施	実施	各高校との連絡会、中高生徒指導連絡協議会、進路保障協議会等、適宜開催している。	A

3. 課題・問題点

- 児童生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現のためにも、小中高の連携と継続的な指導が必要であることから引き続き、小中高一貫教育の取組を推進していく必要がある。
- 他地域への高校進学の流出を減少させるためにも、定期的な中高連携の取組の充実が求められる。
- 全ての生徒の「学力」を保障するために、高校に「特別教育支援員」の配置、地元の支援学校に「情緒学級」の設置が求められる。

4. 事務点検評価委員の意見

・小中高連携は大事であるので、今後も充実した取組を継続してほしい。

重点施策 5 高等学校教育 (12) 奨学制度による支援

1. 目 標 ・教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援</b>						
①奨学制度による支援	宇佐市奨学資金	補助人数 47人	実施 補助人数 46人 令和4決算額 (2,760千円)	実施 補助人数 46人 令和5予算額 (2,760千円)	1年生15人、2年生15人、3年生13人、4年生1人、5年生2人 ・毎年15人選考 ・金額:月額5,000円 (卒業するまで)	A
	藤・稲尾奨学資金	補助人数 13人	実施 補助人数 10人 令和4決算額 (600千円)	実施 補助人数 11人 令和5予算額 (660千円)	1年生3人、2年生3人、3年生4人 ・毎年5人選考 ・金額:月額5,000円 (卒業するまで)	

3. 課題・問題点

- 宇佐市奨学資金については、北部中、西部中、長洲中、宇佐中、駅川中、院内中の6中学校の校長推薦の候補者の中から毎年15人を選考し、藤・稲尾奨学資金については、安心院中学校から毎年5人の選考を行っている。なお、安心院中に関しては、旧安心院町からの藤・稲尾奨学資金基金を取り崩しながらの補助となっている。この奨学金制度の合併については、今後の課題ではあるが、寄附者の意向を十分に考慮し、対応する必要がある。
- 平成27年度より奨学生の資格を高等専門学校に在学する者まで広げ、最長5年生まで支援を行うようになった。なお、奨学生の決定状況はほぼ毎年100%となっているが、決定後に何人かが退学したり保護者が市外に転出したりで資格喪失をしている。
- 奨学金を贈与することは、教育の機会均等と人材育成を図る上で重要な施策と考える。

4. 事務点検評価委員の意見

・奨学金を贈与することは、子どもたちのために大変有益な事業なので、今後も継続してほしい。

重点施策 6 生涯学習

(13) 生涯学習施設・設備の充実

1. 目 標 ・生涯学習施設・設備の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 生涯学習施設・設備の充実</b>						
① 公民館等施設の整備	検討委員会開催、整備事業の実施	長洲公民館造成・建設着工	実施	長洲公民館建設・供用開始	長洲公民館建設については、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事着手。	A
	施設等の維持・管理・整備	実施 (宇佐)  4公民館 (安心院)  5地区公民館 (院内)	実施  実施  実施	実施  4公民館 (安心院)  5地区公民館 (院内)	各公民館の修繕等実施し、維持管理を図った。  深見・津房・佐田地区公民館の身障者用トイレ改修工事实施。  南院内地区公民館屋外トイレ漏水修繕、高並地区公民館外壁修繕工事等実施。	
	宇佐市安心院グラウンド	1グラウンド	実施	1グラウンド	宇佐市安心院グラウンド及び管理棟の草刈・清掃を年間8回実施。	
② 社会教育集会所の整備	現状調査、計画検討	現状調査	実施	現状調査	各集会所については、現状調査を実施。	A
	施設等の維持・管理	随時実施 (宇佐)  4集会所 (安心院)  3集会所 (院内)	実施  実施  実施	随時実施  4集会所  3集会所	各集会所の修繕駐車場整備・白蟻予防・駆除＝5施設等を実施し、維持管理を図った。  各集会所の修繕等を実施。  各集会所の修繕等を実施。	

3. 課題・問題点

- 長洲公民館は、令和4年度に建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事に着手し、現在も工事を継続中である。令和6年2月供用開始を予定しており、新施設への円滑な移行と若年層をはじめとした利用促進を図ることが課題である。
- 社会教育集会所は築35年以上が経過し、毎年修理箇所が増加しているが、適宜対応している。しかし、今後同様の事例増加が懸念されている。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・社会教育集会所の今後の整備計画策定について、協議・検討が必要と考える。
- ・修繕やエアコンをはじめとした備品を整備することは良いことであるが、その後の維持・管理についても管理人や関係者との確認を行いながら、良い状態が継続されるよう努力してほしい。

重点施策 6 生涯学習

(14) 生涯学習活動機会の拡充

1. 目 標

- ・社会教育推進体制の充実
- ・活動機会の拡充

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 社会教育推進体制の充実</b>						
①社会教育推進体制の充実	社会教育委員会議 公民館運営審議会 社会教育関係職員 研修	年3回実施 年2回実施 10回定例会 他	年3回実施 年2回実施 12回定例会 他	年3回実施 年2回実施 10回定例会 他	社会教育委員会3回、公民館運 営審議会2回、公民館長・ 指導員会議毎月実施。	A
	人権同和教育研修会	随時 (安心院・院内)	随時	随時	人権同和教育研修会を安心院・ 院内合同で社会教育指導員対象 に2回開催。 (12月12日・2月14日)	
	大分県公民館研究 大会	年1回	年1回	年1回	大分県公民館研究大会 (10月7日開催＝参加)	
	中津地区公民館振 興大会、社会教育研 究大会	年2回	年1回	年2回	中津地区公民館振興大会は中止、社 会教育研究会は(令和5年1月31 日)開催され、「人生100年時代を見 据えた公民館」をメインテーマ、サブ テーマを「人と人とがつながる場を創 出する公民館活動」と設定し、研究を 進めた。	
まちづくり協議会との 活動推進	協働実施 (安心院・院内)	協働実施	協働実施	協働実施	公民館の敷地内の草刈り、植木 の手入れなどを協働して実施	
<b>(2) 活動機会の拡充</b>						
①活動機会の拡充	宇佐子ども体験 教室	年10回	年7回	年10回	子ども体験教室は7回開催し、21 人の参加があった。コロナウイル ス感染症防止のため3回中止。	A
	全体 「二十歳のつど い」式典	実施 (1月8日)	実施	実施 (1月7日)	「令和5年二十歳のつどい」として 実施。410名出席	
	公民館各種学級 講座 高齢者、婦人、 女性等各学級	14公民館67 学級	14公民館62 学級	14公民館65 学級・139自 主サークル	14公民館62学級。	
	各学級、教室、生 涯学習作品展等 の開催	随時 (作品展年1 回)	随時 (作品展年1 回)	随時 (作品展年1 回)	生涯学習作品展3月11日～12日 開催出品数409点	A



安心院	安心院地域ふれあい文化祭	年1回開催	実施	年1回開催	安心院地域ふれあい文化祭 作品展 11月26～27日開催 出品数314 実施	A
	地区公民館 各種学級、講座	実施	実施	実施		
	子ども太鼓教室 (佐田)	実施	中止	実施	新型コロナ感染拡大防止の為 中止。	
	まちづくり協議会 との協働で地区 民体育大会開催 4地区	各地区年1回 実施	一部実施	各地区年1回 実施	地区民体育大会4地区深見地区 は実施、安心院・佐田・津房につ いてはコロナ禍のため中止した。	
院内	院内芸術文化祭 参加	年1回協働 開催	実施	年1回協働 開催	院内芸術文化祭 11月13日開催 出品数 132	A
	院内公民館女性 スクール	5館月1実施	実施	5館 年10回程度 実施	計画に従って概ね実施した。合同 学習会はコロナウイルスの影響に より未実施であったが、成果は あった。	A
	中央公民館、地 区公民館各種学 級・講座	6講座年10回 実施	実施	実施	院内中央公民館 6講座、地区公 民館6学級開講	A

### 3. 課題・問題点

- 市内公民館は高齢者利用が多く、青壮年男性の利用者が少ない現状がある。高齢者についても、コロナ禍の影響で各学級が実施できなかったことや健康状態悪化により各種学級の構成員が減少している。公民館利用者は、令和4年度は増加に転じているが、各年代への公民館利用を促すことが必要である。
- 安心院、院内地域では、まちづくり協議会事務局が公民館内に設置されている場合が多く、棲み分けを図りながらも実情に合わせ連携と促進を図ることとする。各公民館が地域の実情に合わせて、より一層の連携・協働をめざすことが必要である。

### 4. 事務点検評価委員の意見

- ・新長洲公民館の供用開始に合わせて、利用促進に向けた取組が望まれる。

## 重点施策 6 生涯教育

## (15) 図書館サービスの充実

## 1. 目標

- ・図書館資料の収集・整理の充実
- ・図書館資料と施設機能の有効活用
- ・ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

## 2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 図書館資料の収集・整理の充実</b>						
①市民一人あたりの貸出し冊数(貸出密度)	市内貸出冊数／奉仕人口	5.0冊	5.0冊	5.1冊	コロナ禍の余波が続く中、来館者の減少に反し、一人当たりの貸出数が増加傾向にあり指標を達成した。	A
②市民一人あたりの蔵書冊数	蔵書冊数／奉仕人口	5.4冊	5.4冊	5.4冊	令和元年度に実施した開館以来初めての大規模除籍の影響が残るが、以後の継続的な資料の購入により新鮮な書架の提供ができています。	A
<b>(2) 図書館資料と施設機能の有効活用</b>						
①上映会(視聴覚ホール)	土・日・祝等の上映会の来場者	940人	(113回) 953人	1,000人	回数、来場者とも例年並みの実績を維持。権利上の制約で上映作品に限られるが、選定の工夫でさらなる来場者の増加を図りたい。	A
②ギャラリー展示	2階の渡網記念ギャラリーで各種企画展を開催展示	5,600人	(企画数5) (112日間) 4,946人	5,000人	前年度と同様5企画を実施。来館者数は指標に届かなかったものの、概ね例年並み。他課とも連携しながら充実した内容となった。	B
<b>(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進</b>						
①小学校を中心にした全域サービス	自動車図書館ステーション年間個人貸出冊数	27,000冊	13,624冊 (105回運行)	21,000冊	2台の移動図書館車を運行し、今年度より柳ヶ浦小学校を増やし、小学校を中心に27カ所を巡回。また今年度より、うち4小学校に補助車が同行し、コロナ対策を講じた。	B
②電子分館の利用促進	利用登録者数(累計)貸出冊数(年間)	1,000人 2,000冊	495人 1,470冊	2,000人 2,000冊	来館せずに登録できる方法に切り替えて利用促進を図ったが、登録、貸出ともに指標に届かなかった。引き続き利用促進に努めたい。	B

### 3. 課題・問題点

- コロナの感染防止のため、館内及び本の消毒、閲覧席や施設の利用制限等、様々な対策が続けられた一年であったが、今後はアフターコロナを見据えたサービスの復元と推進が求められる。
- 電子分館や補助車を有効に活用し、コロナ禍における読書環境の維持・向上を図ってきたが、今後はアフターコロナを見据えたサービスのあり方を工夫していかなばならない。
- ギャラリー展示は、社会教育課等との連携を進めてきたが、今後とも、他課との連携が不可欠である。
- 開館後25年が経過し、施設・設備の改修・更新等が必要になるため、中長期的な計画作成に努める。また、安心院文化会館内の安心院分館についても老朽化が著しく、今後のあり方に関する検討が必要である。

### 4. 事務点検評価委員の意見

- ・コロナ禍が続くなか、貸出数を例年並みに維持するためのさまざまな努力がうかがえる。
- ・紙媒体や動画など、さまざまな媒体で広く広報していることは好ましい。
- ・移動図書館車の団地での利用は少ないということだが、来館が困難な高齢者サービスとして続けてほしい。
- ・安心院支所内「盆地ギャラリー」の蔵書も引き続き充実させてほしい。
- ・デジタル化社会だからこそ、子どもたちには紙の本の大事さを伝えてほしい。
- ・電子書籍については引き続きサービスの普及・拡大を期待する。

## 重点施策 6 生涯教育

## (16) 読書活動の推進

## 1. 目標

- ・「宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進
- ・「うさ教育・家庭・読書の日」の推進
- ・読書環境づくりの充実
- ・図書館事業・行事の充実

## 2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)「宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進</b>						
①朝読の推進	市内の小中高等学校で実施	全校で実施	全校で実施	全校で実施	令和5年度は「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」策定のためのアンケート調査の実施を予定している。	A
<b>(2)「うさ教育・家庭・読書の日」の推進</b>						
①読書感想文・感想画コンクール表彰式	応募点数	感想文 2,300点 感想画 2,100点	感想文 1,762点 感想画 956点	感想文 2,000点 感想画 2,000点	コロナ禍により、令和4年度は希望校のみが取り組んだため、小中学校とも応募点数が減少したが、小中学校との連携を行いながら実施した。	B
<b>(3)読書環境づくりの充実</b>						
①小学1年生への利用案内	図書館職員が学校へ出向き、説明する	利用案内希望校の市内全新年生	24校 29クラス	利用案内希望校の市内全新年生	依頼があった全学校へ図書館職員が出向き、図書館利用の仕方等の説明を行なうとともに、「読書の通帳」を配布し、好評であった。	A
<b>(4)図書館事業・行事の充実</b>						
①横光利一俳句大会	応募点数	5,000点	7,206点	7,000点	令和4年度は、全国から指標を大きく上回る7,206句の応募があった。表彰式は、会場定員の半数(50席)制限のもと、視聴覚ホールで実施した。	A
②宇佐学マンガシリーズの活用	マンガシリーズの販売・寄贈等	「二十歳のつどい」で新成人に配布	「二十歳のつどい」で新成人に配布	「二十歳のつどい」で新成人に配布	「二十歳のつどい」では記念品として「主婦の友社創業者・石川武美」を配布した。	A
<b>3. 課題・問題点</b>						
<p>○「第四次宇佐市子ども読書推進計画」(令和6年度策定)の準備として令和5年度にアンケート調査を実施予定。</p> <p>○感想文・感想画コンクールの全市をあげた取り組みの復元が期待される。</p> <p>○月末図書整理日に実施している学校司書との研修は情報共有と連携の重要な機会であり、継続が必要である。高等学校との連携の機会が少ないことが課題である。</p> <p>○コロナ禍でボランティア活動全般が実施困難であったが、「おはなし会」のみ制限付きで再開できた。</p> <p>○コロナ禍の図書館行事では、現地散策、リモート講座、動画配信など非来館型サービスを試みた一方で、講師の高齢化により開館以来開催してきた古文書講座(中世・近世の2講座)が終了した。講座の刷新が求められる。</p>						
<b>4. 事務点検評価委員の意見</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の対応が親切で丁寧という声が多い。</li> <li>・「古文書講座」の終了は残念。新たな講師の選定や新講座の開講など、今後の展開に期待する。</li> <li>・市報の図書館コーナーもありがたい。今後もペーパーでの情報発信は必要。</li> <li>・図書館の活動全般について、おおむね高く評価をしている。今後とも活躍を期待している。</li> </ul>						

重点施策	7 青少年育成	(17)	青少年育成関係組織・体制の充実
------	---------	------	-----------------

1. 目 標	・関係組織・体制の充実
--------	-------------

**2. 取組の進捗状況**

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)関係組織・体制の充実</b>						
①関係組織・体制の充実	青少年健全育成市民会議	年1回実施	年1回実施 (書面開催)	年1回実施	宇佐市青少年健全育成市民会議総会開催。(新型コロナウイルス感染症対策の為書面開催)	A
	各地区青少年健全育成協議会	7地区協議会・各年2～3回実施	7地区協議会・各年2回実施	7地区協議会・各年2～3回実施	青少年健全育成協議会7中学校区 年2回実施。(書面開催有)	
	安心院B&G海洋センター事業推進 少年ドッジボール 少年剣道	年1回実施 年1回実施	実施 中止	年1回実施 年1回実施	ドッジボール大会 11月13日 参加:16チーム 剣道大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	A

**3. 課題・問題点**

○青少年健全育成は、小学校等では地域との連携が図られているが、年齢経過とともに関係機関との連携が困難になっている。関係機関との連携について検討する必要がある。

**4. 事務点検評価委員の意見**

・安心院B&G海洋センター事業の少年剣道については、大会が成立しないのであれば剣道に限定することなく、地域で活発に活動している種目で大会を開催することの検討を要望する。

重点施策 7 青少年育成 (18) 健全な社会環境づくり

1. 目 標 ・有害環境浄化活動の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)有害環境浄化活動の推進						
①有害環境浄化活動の推進	深夜営業の店舗等 関連業界、店舗等に 取組の周知、協 力の促進  地域、警察署等関係 機関等との連携取組	店舗への 周知  実施	未実施  実施	店舗への 周知  実施	県がコロナウイルス感染症の 影響により実施しなかったこと から未実施。  各地区青少年健全育成協議会 の例会等で地域住民・警察関 係者に対して取組を周知した。	B

3. 課題・問題点

- 深夜営業の店舗等への働きかけが出来ていないことから、今後周知に努める。
- 地区の青少年健全育成協議会例会等において現状把握や取組の周知を行っているが、さらなる浸透を促すためには、地域関係者や関係機関と連携を図りながら、啓発活動実施に努める必要がある。
- SNSや情報リテラシーの徹底を地域・家庭・学校と連携して実施する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・有害環境を作らないための第一歩は、各家庭に係る部分が非常に大きいと認識される。各個人が年齢に応じた倫理観を持つ事が出来るよう、講演会開催等が必要。
- ・健全な社会環境形成については、社会教育が関与できる範囲は限定的であり、コロナ禍で十分な取組ができなかったことは推測されるが、行政が果たすべき役割は現在も十分に果たしていると思われる。

重点施策 7 青少年育成 (19) 地域「協育力」向上支援の充実

1. 目 標 ・学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実						
①地域「協育力」向上支援の(放課後プラン)推進	小学生チャレンジ教室 (西馬城、佐田、深見、南院内、院内中部、天津、長峰、横山)  未来創生塾事業 (安心院、院内、駅川、西部)  地域学校協働活動推進事業 地域学校協働推進員 各小中学校区に配置	8か所実施  4か所実施  随時実施	8か所実施  4か所実施  随時実施	8か所実施  3か所実施 西部、駅川、安心院  随時実施	小学生チャレンジ教室 8か所実施(天津、長峰、西馬城、佐田、深見、南院内、院内中部、横山小)参加児童141名。サポーター等99名。子どもの安心安全な居場所づくり、地域の方とのふれあいや様々な体験活動を実施。サポーター研修会の開催。  夏季休暇中に西部中、駅川中、安心院中、院内中で実施。  全校区で実施	A
②ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア(地域学校協働活動事業)	490人登録	472人登録	490人登録	31校、2,683件の活動があった。コロナ禍の影響により外部講師を招聘しての活動が困難だったが、ボランティア登録者数は微増。	A
③「放課後児童クラブ」との連携	連携した取組と連携会議の実施	実施	実施	実施	小学生チャレンジ教室8か所の内天津、佐田、深見、南院内、院内中部5か所で連携実施。	B

3. 課題・問題点

○小学生チャレンジ教室、地域学校協働活動推進事業等の講師等スタッフの高齢化や新たな人材発掘が課題であるが、関係者と情報交換を行いながら、可能な限り人員確保に努めている。また、会議や研修を開催し、プログラムや体験内容についても他教室や学校に取り込みを行っている。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・小学生チャレンジ教室や児童クラブで、子どもたちの態度が良くない事例がある。このような場合、家庭でのしつけの問題とも思われるが、厳しい指導も必要である。
- ・指導者の研修会等では、様々な事象に対応できるように研修の内容を工夫して実施してもらいたい。

重点施策 7 青少年育成 (20) 家庭教育支援の充実

1. 目 標 ・家庭教育支援の充実  
 ・「家庭の日」の普及・啓発

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)家庭教育支援の充実</b>						
①家庭教育支援の充実	家庭教育支援チームの設置 (7中学校区)	7チーム	7チーム	7チーム	7中学校区にPTA母親部を中心に設置。	A
	子育て講演会の実施	実施	実施	実施	孫を持つ方を対象とした「子育て講演会」を開催。	
	連携会議の実施	実施	実施	実施	随時子どもプラン推進会議等で連携。	
	指針冊子の配布、啓発	実施	実施	実施	新一年生保護者に配布。	
	食育(食育ワーキング会議との連携)	実施	実施	実施	食育ワーキング会議との連携	
<b>(2)「家庭の日」の普及・啓発</b>						
①「家庭の日」の普及・啓発	「家庭の日」の推進・啓発	実施	実施	実施	毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の役割についてチラシ等配布を行ったが、十分な周知を図ることができていない。	B
	社会教育関係団体等と連携し「家庭の日」の推進	実施	実施	実施	関係団体に周知を図った。	

3. 課題・問題点

○家庭教育は教育の原点であり、就学前の子どもの教育は人格形成に非常に大きな影響を及ぼすことが指摘されている。子ども達を取り巻く環境は複雑化しており、家庭教育はより重要となっている。関係機関と連携し、家庭教育の大切さを啓発する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・講演会や指針冊子の内容は、今後も工夫を重ねながら、少しでも多くの方に有益な内容となるよう努めていただきたい。



重点施策 8 人権教育・啓発 (21) 人権尊重社会の推進

1. 目 標

- ・地域全体で推進する体制づくり
- ・人権教育・啓発の推進、拡充
- ・指導者の養成推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)地域全体で推進する体制づくり</b>						
①地域全体で推進する体制づくり	人権教育促進事業(教育集会所学級の開催)(宇佐)	12集会所 34学級	12集会所 32学級	12集会所 34学級	各世代の学級開設 12集会所、32学級、295回開催。2学級は学級生不在の為休止中。	A
	集会所解放講座(院内)	2か所実施	2か所実施	2か所実施	講座実施。	
	ふれあい学習会(院内)	1か所実施	1か所実施	1か所実施	学習会実施。	
<b>(2)人権教育・啓発の推進・拡充</b>						
①人権教育・啓発の推進、拡充	公民館等人権教育講座の開催	各公民館 25学級 (宇佐) 4公民館 年1回協働開催 (安心院) 各公民館 (院内) 年12回開催 (安心院)	各公民館 24学級  実施  実施	各公民館 23学級  4公民館 年1回協働開催  各公民館	各公民館での高齢者学級、女性学級等で年1回以上人権講座を開催。  実施  実施	B
	社会教育集会所人権教育講座開催	年12回開催(安心院)	2回開催	年12回開催	人権に関する学習を深めた。(コロナウイルス感染症への対応のため回数減)	
	安心院地域人権講演会	年1回	1回	年1回	12月14日:安心院文化会館	
	院内人権啓発合同学習会	年1回	1回	年1回	12月6日:院内交流ホール	
<b>(3)指導者の養成推進</b>						
①指導者の養成推進	指導者講習会の開催及び研修会参加	年4回 (県関係他)	研修会参加	年4回 (県関係他)	県等の研修会・講座に参加し、啓発活動に活用した。	A
	両院地区社会教育指導員人権学習会	年2回	実施	年2回	両院地区指導員が、課題共有・情報交換を行った。	

3. 課題・問題点

○人権課題への対応にむけた家庭・学校・地域の共通認識醸成が喫緊の課題となっている。また、児童・生徒数減少に起因し、学級維持が困難になっている事例も存在していることから、学校や地域と連携し、参加を促す取組が必要である。また、各学級等での指導内容についても参加者の年齢に対応した理解を促すことができるよう、講師や学級関係者との情報交換を図りながら、運営にあたる必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・各公民館の高齢者学級では、人権学習が計画的に実施されている。今後も継続してもらいたい。

重点施策 8 人権教育・啓発 (22) 人権総合対策の推進

1. 目 標 ・経済生活の安定と社会福祉の増進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)経済生活の安定と社会福祉の増進						
①経済生活の安定と社会福祉の増進	教育集会所を拠点とした就学就業、福祉相談体制の充実と連携及び関係組織との連携	各集会所	各集会所	各集会所	各集会所等での人権学習会時に相談事業を実施し福祉の向上を図った。	A

3. 課題・問題点

○相談内容は様々であり、相談者の困り事解決に向けて、本市関係各課や関係組織への連絡調整や連携を図り、適切な対応を図ることが必要である。

4. 事務点検評価委員の意見

・人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館、その他関係機関と連携を図りながら、今後も適宜対応できるよう努めてほしい。

重点施策 9 平和ミュージアム (23)平和ツーリズムの推進

1. 目 標 ・平和ツーリズムの推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 平和ツーリズムの推進</b>						
①平和ミュージアム構想PR事業	事業全般の周知や修学旅行の誘致、ふるさと納税等のPR活動	関東圏、関西圏PRリーフレット作成	関東圏PRリーフレット作成	関東圏PR 関西圏PR リーフレット作成	PRリーフを作成、配布。関東圏での商談会は観光ブランド課に依頼。 教育旅行の受入 109校 戦争遺構フォトコンテスト開催応募数41名 宇佐市民図書館・宇佐空の郷で写真展示	A
②講座等の開催	遺構めぐりに対するガイド養成のための講座開催。 事業周知、機運醸成のためのオープン講座、各種団体への講座、企画展等の開催	ガイド養成2講座開催 企画展等イベント開催2回	ガイド養成講座初級・中級各6回開催 ふれあい出前講座1ヶ所 学校等団体へ講座4カ所	ガイド養成2講座開催 企画展等イベント開催1回	ガイド養成講座(初級9名・中級12名)、ふれあい出前講座(1カ所)及び学校等への講座4件を開催し事業周知、機運の醸成を図るとともに、資料館建設時の運営体制を整える取組を行った。 資料展 宇佐市民図書館 来場者数:1,770名	A
③空がつなぐまち・ひとづくり交流事業	「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」により、平和ツーリズム事業推進	協議会連携事業の推進	実施	協議会連携事業の推進	連携市との総会・幹事会(4回)の会議の開催、スタンプラリー、シンポジウム開催等、各種プロモーションを展開。 3WAYツーリズム推進体制構築に向けて検討。	A
④戦争関連資料等の収集、保存	宇佐海軍航空隊関連資料等の収集、九七式艦上攻撃機の保存処理	実施	実施 受入20点	実施	令和4年度中に寄贈された宇佐海軍航空隊関連の資料は寄附20点。取得した九七式艦上攻撃機(実機)の展示活用に向けた保存処理の実施。	A

3. 課題・問題点

- 図書館ギャラリーを利用した企画展は、年々参加者、見学者が増加傾向にあり、関心の高揚が見受けられる。今後も全体事業の周知を含め機運醸成に努めることが必要。地域の出前講座やガイド養成講座も定着しつつあることから、平和ツーリズム事業の促進、平和に対する取組の拡大に努める。
- 当時の貴重な資料は散逸が危惧されていることから、継続した資料収集の取組が必要。一方、収集した資料の整理及び保管場所、管理方法を検討する必要がある。併せて、収蔵データ公開システムのデータ更新を進めるなど、資料活用に対して運用が課題。
- 九七式艦上攻撃機の保存活用については、専門家の意見を参考に、将来的な展示方法や展示場所を検討し、適切に保存処理する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・平和ツーリズム事業には地域の協力が不可欠なので、事業の周知を含め機運醸成に努めてほしい。
- ・寄附していただいた貴重な資料や九七式艦上攻撃機の保管場所や管理方法について具体的に検討する必要がある。

重点施策 9 平和ミュージアム (24) 資料館の機能拡充

1. 目 標 ・拠点施設の建設並びに機能拡大と充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 拠点施設の建設並びに機能拡大と充実						
①建設準備委員会の開催	資料館建設に必要な事項を審議する委員会、プロジェクトチーム(PT)会議の実施	委員会開催プロジェクトチーム(PT)会議開催	建設準備委員会0回PT会議0回	委員会開催プロジェクトチーム(PT)会議開催	建設準備委員会、プロジェクトチーム会議は資料館建設事業が進捗できない状況を踏まえ、未開催。	D
②建築工事 展示業務委託	資料館本体建築工事 展示資料、展示什器類作成	調査・検討	未実施	-	資材の高騰や人材確保等の社会経済情勢や市の財政状況等を鑑み、令和4年度中の再発注を見送り。	D
③パールハーバー航空博物館国際交流事業	パールハーバー航空博物館、ホノルル市との国際交流	同館、ホノルル市へ高校生等の派遣	未実施	交流の推進	新型コロナウイルスの影響で未実施。	E

3. 課題・問題点

- 建築主体工事の入札不調により延期状態である資料館建設事業は、社会経済情勢の影響や市の財政状況を鑑みて計画の再構築が必要。全体事業の基幹となることから、戦後80年に向けて取組を進める。
- ホノルル市(ハワイ)との友好都市協定が締結されたことから、国際的な交流の礎が築かれた。関係各課との連携を深め、歴史的なつながりを有する両市の国際平和の推進をはじめ、友好的で有益な交流に向けた取組が重要。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・戦争資料をたくさんの方に見学していただくには、平和ミュージアム(仮称)の建設は必要であることを様々な人に理解、協力をしてもらい、社会経済等の状況はあるが戦後80年に向け建設準備委員会を開催していただきたい。
- ・コロナウィルス感染症の感染法上の位置づけが、5類感染症に変更されたことから、慎重にはあるが国際的な交流の再開に努めていただきたい。

重点施策 9 平和ミュージアム (25) 戦争遺構の保存整備

1. 目 標
- ・戦争遺構の保存整備
  - ・フィールドミュージアムの機能充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 戦争遺構の保存整備</b>						
①宇佐海軍航空隊跡保存整備	フィールドミュージアムサイン整備	業務実施	サイン計画(実施設計)策定	業務実施	フィールドミュージアム構想の実現に向けて、サイン計画(実施設計)を策定	A
<b>(2) フィールドミュージアムの機能充実</b>						
①宇佐空の郷維持管理事業	遺構めぐりの拠点施設において、「平和の大切さと命の尊さ」のメッセージを発信し、平和学習、観光、交流の拠点施設として機能の充実を図り、さらには管理団体を育成、支援	年間来館者数 10,000人	年間来館者数 12,660人	年間来館者数 10,000人	管理団体の育成、支援による受け入れ体制の強化。情報発信により来館者数を確保。	A
②モバイルガイドシステムの活用推進	専用ホームページ及びガイドアプリ“うさんぼナビ”のアクセスを促すよう情報発信に努め、機能強化し、遺構めぐりでの活用推進	年間アクセス数 1,500件	うさんぼナビアクセス数 1,377件	年間アクセス数 10,000件	専用ホームページの運用とともに、システム利用者拡大に向けて情報発信。平和ミュージアム(仮)ホームページアクセス数 12,687件。	B
③シティバイク整備事業	フィールド内の戦争遺構群を気軽に巡回できるレンタル自転車の整備	レンタル自転車の維持管理	レンタル自転車の維持管理	レンタル自転車の活用推進	レンタル自転車「うさんぼチャリ」を「宇佐空の郷」に配置し、平成29年12月より運用開始。	B

3. 課題・問題点

- 宇佐海軍航空隊跡保存整備事業では、重点整備8箇所の整備完了に伴い、宇佐空の郷来館者も増加している。今後も、情報発信に努め、ガイドアプリやレンタル自転車、平和学習促進疑似体験コンテンツ(VR)体験も周知に努め、来客者数を定着させ、リピーターに繋げることが課題である。
- フィールドミュージアム構想の実現に伴い、戦争遺構への効果的な誘導やフィールド内の見学促進を目的とした分かりやすい案内看板(サイン)を設置する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・ガイドアプリやレンタル自転車の活用については平和ミュージアム構想の中で創意工夫し、利用者拡大に努めてほしい。
- ・戦争遺構を効率的に見学できるように分かりやすい案内看板の設置を引き続きお願いしたい。

重点施策 10 文化財 (26) 文化財の調査と保護

1. 目 標
- ・調査・研究の推進
  - ・文化財の指定と保護の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 調査・研究の推進</b>						
①市内遺跡発掘調査事業	各種開発に伴う重要遺跡の確認調査の実施、遺跡の保護と開発との調整を図るための資料収集、既往調査の報告書刊行	実施	実施	実施	令和4年度の周知の埋蔵文化財包蔵地における届出・通知は110件。埋蔵文化財の立会調査16件、試掘確認調査8件、本調査0件を実施した。	A
②民間開発対応発掘調査事業	民間開発で破壊の危機にある遺跡保存を目的とした発掘調査の実施	実施	未実施	実施	令和4年度は、民間開発に伴う発掘調査(本調査)の実施がなかった。	E
③文化財保存活用地域計画等策定事業	計画書の策定	実施	実施	実施	宇佐市文化財保存活用地域計画協議会を開催し、素案を作成した。	B
④各種文化財調査	各種文化財の調査の実施	実施	実施	実施	市民などからの文化財の問合わせについて、大分県立歴史博物館学芸員や有識者と共に調査等を実施した。	A

**(2) 文化財の指定と保護の推進**

①特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理事業	川漁等で不時に捕獲された個体の保護、保存のための各種調査及び委員会の開催	調査4回 委員会1回 連絡協議会 2回開催	調査2回 保護管理委 員会2回 開催	調査4回 委員会1回 連絡協議会 2回開催	生態調査・委員会を実施。開発行為への指導・調整を行った。	B
②文化財の指定・登録	文化財指定や登録について、調査と研究	実施	実施	実施	文化財調査委員会を2回開催した。	A

3. 課題・問題点

- これまでの文化財の保護・保存だけでなく、活用に対処するための体制づくりが急務である。
- 文化財技師の3名が20歳代であるため、研修等を活用した技術・知識の向上が必要である。
- 今後の文化財保護の方針となる「宇佐市文化財保存活用地域計画」が令和5年度に完成するため、今後は計画実行にあたり、有識者や地域との協議・調整が十分に必要となってくる。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・若い文化財技師の育成は必要なことであり、各種研修に参加して行ってほしい。
- ・今後も引き続き、文化財保護に努めていただきたい。
- ・「宇佐市文化財保存活用地域計画」については、今後の市としての文化財保護・活用の指針となるものである。有識者や地域との協議・調整を重ね、取り組んでもらいたい。

重点施策 10 文化財 (27) 文化財の整備と活用

1. 目 標

- ・史跡の整備と活用
- ・宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備
- ・文化財の保存と整備

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 史跡の整備と活用</b>						
①国指定史跡法鏡寺廃寺跡保存整備事業	遺跡の保護のための史跡公園の整備	実施	実施	実施	史跡公園内の芝生植栽工事を実施した。	A
②史跡宇佐神宮境内宮迫地区保存整備事業	史跡の構成物件である宮迫地区の心乗坊山門の保存整備	実施	実施	実施	耐震化工事の工法等について文化庁調査官との現地確認を行った。今後の整備方針を決定するため、3次元レーザー測量を実施した。	B
③史跡小部遺跡保存整備事業	遺跡の保護のための史跡用地の公有地化	実施	実施	実施	史跡内の土地1筆を買上げた。	B
<b>(2) 宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備</b>						
①宇佐海軍航空隊等展示施設管理事業	宇佐市平和資料館の管理・運営、展示資料の充実	実施	実施	実施	令和4年度の来館者は9,636人、県内外から多くの小中学生が平和学習に訪れた。	A
<b>(3) 文化財の保存と整備</b>						
①指定文化財環境整備事業	(イ)法鏡寺廃寺跡、檜本磨崖仏等の宇佐市所有史跡の草刈等の環境整備	12ヶ所実施	12ヶ所実施	14ヶ所実施	市所有の史跡等について草刈を実施し、景観維持・環境保全を図ることが出来た。	A
	(ロ)上記以外の史跡等の環境整備を、地元自治区等に委託	8ヶ所実施	8ヶ所実施	7ヶ所実施	県指定史跡 高倉古墳等8か所で実施した。	A
	(ハ)指定文化財説明板の改修、新規設置	1ヶ所実施	1ヶ所実施	1ヶ所実施	説明板ではないが、爆弾池展望台に防鳥ワイヤーを設置した。	A

3. 課題・問題点

- 国指定文化財事業については、国・県の補助を受けて実施しているが、年次計画に則った計画的な史跡整備が求められる。宇佐神宮等の各種文化財についても、所有者と協議を充分に行い、保存整備や環境整備を進める必要がある。
- 史跡等の環境整備(草刈等の管理)については、地域住民と連携しながら、文化財の適切な管理に努めていきたい。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・補助事業については、整備と活用のための財源確保と、計画的な事業執行に努めてほしい。
- ・今後も引き続き、国・県・地域住民と連携しながら文化財の整備と活用、適切な管理に努めてほしい。
- ・現在整備中の国指定史跡法鏡寺廃寺跡については、雑草が生えにくい方法を検討してほしい。

重点施策 10 文化財 (28) 郷土資料の収集と保存

1. 目 標 ・郷土資料の収集と活用の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)郷土資料の収集と保存						
①三和文庫運営事業	寄付金を財源とした、宇佐の歴史に関する資料の購入や書籍の出版	実施	実施	実施	今年度も(株)三和酒類より100万円の寄附を頂いた。書籍販売は4冊(10,000円)	A
②戦争資料の収集	宇佐海軍航空隊に関する資料の収集	実施	実施	実施	市民からの戦争関係資料等の寄附申込については随時受付を実施している。令和4年度は20点の寄附があった。	A

3. 課題・問題点

○三和酒類(株)より毎年いただいている寄付金(三和文庫基金)により宇佐市関係の史料等を購入してきたが、市民に還元できていない。今後、図書館の展示スペース等を利用して公開するなどの活用が望まれる。  
 ○戦争資料や歴史資料については、適切な環境で保管できる施設がないため、図書館の収蔵庫や廃校となった旧中学校校舎などで保管せざるを得ない状況である。平和ミュージアムの建設が望まれる。  
 ○戦争資料の整理が滞っているため、進めていきたい。

4. 事務点検評価委員の意見

・寄贈された資料、及び購入した史料等については、市民へ公開するなど活用を図ってほしい。  
 ・戦争関連資料については、貴重なものであるため、劣化が起きないよう環境の良い場所で収蔵するなど、適切な保存管理に努めるとともに、データ化による資料整理を進めてもらいたい。



重点施策 10 文化財 (29) 伝統文化の保存と継承

1. 目 標 ・民俗芸能等を継承する団体の支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1) 民俗芸能等を継承する団体の支援</b>						
①伝統芸能の継承育成	伝統芸能を継承する団体への各種助成事業をととした活動の支援	実施	実施	実施	・和間放生会祭典委員会に対する助成と共に、県指定無形文化財である宇佐神能会の活動支援を行った。(後援・当日の準備・受付・片付け等) ・和間文化財愛護少年団と宇佐文化財愛護少年団への活動支援を行った。	A

3. 課題・問題点

○伝統芸能を保存継承している団体として、神楽社5社(北山・十ヶ平・日ノ岳・麻生・高家)や宇佐神能会(御神能)が活動しているが、いずれも構成員の高齢化による後継者育成が課題となっている。  
○文化財愛護少年団についても、少子化を起因とする構成員減少、指導者の育成が課題となっている。

4. 事務点検評価委員の意見

・子どもたちが主役となり保存継承している伝統芸能等は多くある。この貴重な文化遺産を保存・継承できるよう、指導者の育成や子どもたちの環境を整えていただきたい。  
・放生会や豊前神楽は、宇佐地方に伝わる伝統芸能であり、未来へ保存・継承していけるように、今後も支援していただきたい。

## 重点施策

## 10 文化財

## (30) 文化財愛護の啓発と普及

## 1. 目 標

- ・文化財の公開・活用の推進
- ・文化財の防火・防犯体制の強化
- ・文化財愛護活動の支援

## 2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	4年度指標	4年度実績	5年度指標	4年度の進捗状況、成果、効果	評価
<b>(1)文化財の公開・活用の推進</b>						
①宇佐学講座事業	(イ)関係機関や団体等と連携した、宇佐の歴史や文化財に関する講座の開催	実施	実施	実施	ロボットうさみっと！を開催し約300名の来場があった。	A
	(ロ)学校向け地域学習プログラムの創出	実施	実施	実施	駅館小学校にオオサンショウウオを持参し、出前講座を行った。長洲小学校の親子サイクリングにて戦争遺構の平和学習を行った。	A
<b>(2)文化財の防火・防犯体制の強化</b>						
①国指定文化財管理費補助事業	国宝・重要文化財建造物の防災施設の保守点検	3か所実施	3か所実施	3か所実施	国宝宇佐神宮本殿、重文善光寺本堂、重文龍岩寺奥院礼堂の防火施設の管理費用の一部を補助。(補助額計:119千円)	A
②文化財防火デーの実施	毎年1月26日に防火・放水訓練と防災施設の査察	6か所実施	6か所実施	6か所実施	防火訓練の開催(宇佐神宮)、防火施設の点検(善光寺、龍岩寺、大善寺、大楽寺、四日市別院)により、日常の管理体制の強化を行うことができた。	A
<b>(3)文化財愛護活動の支援</b>						
①文化財愛護少年団育成事業	文化財愛護少年団の各種活動の支援、指導者の育成活動の推進	2団体で実施	2団体で実施	2団体で実施	和間文化財愛護少年団・宇佐文化財愛護少年団ともに放生会、夏越祭に向けての練習および参加に対し、支援を行った。	A
②文化財保存団体等の支援	(イ)各種文化財保存活動団体への支援	実施	実施	実施	「宮迫区」、「中敷田区」、「和間放生会祭典委員会」の3団体を支援。(支援額:158千円)	A
	(ロ)宇佐の文化財を守る会などの市民団体と連携した、文化財愛護意識の高揚や啓発普及の推進	実施	実施	実施	「宇佐の文化財を守る会」の活動の支援を行った。	A

## 3. 課題・問題点

- 宇佐学講座については、参加しやすい開催方法等を検討していくと共に、座学だけでなく、大学や研究機関、民間事業者等と連携し、体験や実験といった参加型の講座を実施していく。
- 文化財の日常管理については、文化財の所有者・管理者が主体となるが、高齢化等により維持管理活動が年々厳しくなっており、管理体制の見直しが課題である。

## 4. 事務点検評価委員の意見

- ・郷土の歴史や文化財に対する理解を深めるため、今後も地域や関係団体と連携して文化財愛護意識等の啓発に普及に努めてほしい。

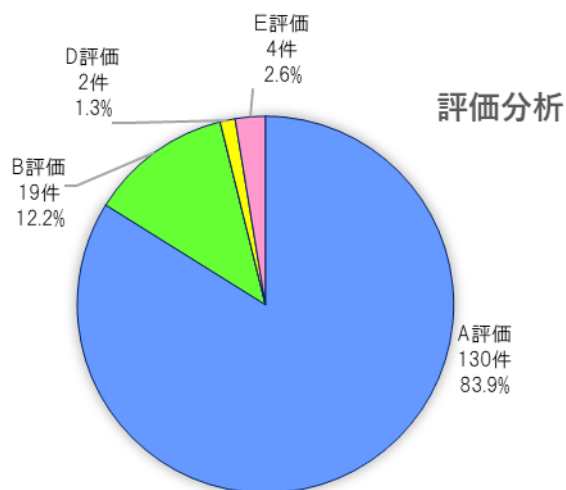
## V 点検及び評価の結果

令和4年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果については、教育委員会の権限に属する事務のうち主要な事業を対象とし、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況について教育委員会の課長で構成している「施策評価委員会」で評価を実施した。

さらに、地教行法第26条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」により、学識経験者3名を宇佐市教育委員会事務点検評価委員（以下「評価委員」という。）として選任し、施策評価委員会が行った点検・評価シートごとの結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

また、市民への説明責任を果たすことが重要であり、施策の進捗状況について毎年の点検・評価を公表すると共に、その結果をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCAサイクルの実践につなげていかなければならない。

点検及び評価の結果については、評価委員が実施した「意見」と「評価」からとりまとめ、総評という形で以下に記載した。なお、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計画していた施策が中止や未実施となった施策については、評価対象外としてE評価とし、施策の一部が新型コロナウイルス感染症の影響により中止や未実施の場合は、残りの施策の状況等総合的に評価を行った。



評価	件数	割合(%)
A 評価	130	83.9%
B 評価	19	12.2%
C 評価	0	0.0%
D 評価	2	1.3%
E 評価	4	2.6%
合計	155	100.0%

## 点検及び評価の総評

### 1 教育総務課

教育総務課では、教育委員の視察・研修、教育行政方針の策定、市長と教育委員会との「総合教育会議」の開催など、教育委員会の活性化につながる5つの具体的な施策に取り組んだ。視察・研修については、学校訪問が計画通り実施できたことで、各学校の教育活動の現状や課題等を把握し、学校との連携の強化が図れた。また、オンライン開催された研究協議会や研修会に参加し、全国各市町村教育委員会と情報共有や意見交換をすることができた。宇佐市教育委員会便り及びホームページについては、様々な分野の情報を提供するため、今後もさらに内容の充実を図るとともに、紙媒体での配布や公民館等での掲示等工夫し周知していく必要がある。

公立学校適正規模及び適正配置等については、市総合教育会議並びに市教育委員会において改訂した「小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、子どもを中心に据えた魅力ある学校づくりに向けて、学校の持続可能性を高めるための方策の検討を進め、実行していく必要がある。

安全・安心な学校づくりについては、バリアフリー化の推進としてのスロープの設置は1校のみだったが、遊具の整備・充実に向けては、個別遊具を小学校4校に5基設置した。今後もバリアフリー化の推進、小学校遊具の整備・充実、非構造部材の耐震化について、計画的に取り組むことが重要である。

学校施設・設備の充実については、老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備を実施した。また、トイレの環境改善を実施し、便器の洋式化率は66%となり、「宇佐市教育振興基本計画」で掲げた指標の65%を達成した。豊川小学校増築事業及び西部中学校長寿命化改修事業においても指標どおり順調に事業を進めることができた。

今後も、「宇佐市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組むなど、よりよい教育環境の整備に努める必要がある。

### 2 学校教育課

学校教育課では、就学前教育において、乳幼児期の教育・保育施設の新しい各要領・指針により幼児教育・保育の一層の整合性を図るとともに、小学校教育への円滑な接続の取組をさらに進めていくことが重要であることから、「宇佐市幼児教育振興プログラム」を策定している。令和3年度より四日市幼稚園が休園となっているが、今後も、幼児教育・保育関連施設や関係各課等との密接な連携を図りながら共通の認識のもとで就学前教育に取り組む必要がある。

安全・安心な学校づくりについては、近年、地震や豪雨などの自然災害や交通事故はもとより、新型コロナウイルス感染症により児童・生徒および教職員の心身の健康や安全が脅かされている。避難訓練等による防災教育や通学路の安全確保、新型コロナウイルス感染症対策等、命と健康を守る取組が重要となっている。また、教職員の時間外勤務については、タイムカードによる客観的な把握や音声電話の取組により減ってきてつつあるが、学校現場の対応や教職員の業務は多岐にわたるため、今後さらに学校・家庭・地域・関係機関等の連携を強化し、事務負担軽減の環境を作る必要がある。

教育内容の充実については、令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り感染防止対策を講じながら新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を目指してきた。国の「GIGAスクール構想」により配布された一人一台のタブレット端末をさらに有効活用できるよう、環境整備や教職員研修を充実させていく必要がある。

また、全国的にも課題となっている教員不足について、宇佐市も例外ではなく、県費教職員については、定数不足に加えて、産休・病休等の代替臨時講師にも欠員が生じている。

市費職員については、現在、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書、部活動指導員、外国語指導助手、スクールサポートスタッフ、学習指導員、ICT支援員等の配置や、市独自での複式授業改善臨時教員、特別支援教育支援員、多人数学級支援教員、中学校習熟度別学習指導教員等の配置による個に応じたきめ細かい指導や教職員の業務支援が図れた。

しかし、今後も教員免許保有者の不足が考えられるため、人材確保は喫緊の課題でもあり、県費教職員については、県教育委員会に強く配置の要望をするとともに、市費職員についても、学校現場の支援につながるような配置を考えていく必要がある。

遠距離通学者への遠距離通学費補助金やスクールバス運行委託事業及び経済的理由による就学困難者に対しての就学援助費は、事業の周知を一層図りながら、今後も継続した事業実施が必要である。

特別支援教育については、特別支援教育就学奨励費の支給や特別支援学校教諭免許の取得率向上に向けた説明会の開催、「あしあとファイル」の配布等を行っているが、支援が必要とされる児童・生徒は年々増加しており、特別支援教育支援員のニーズが年々高まる中、さらに取組を進めていく必要がある。

### 3 社会教育課

生涯学習係では、全ての市民がゆとりと活力ある豊かな生活を享受するため様々なニーズに応じた学習活動の展開や情報提供に努め、生涯学習活動の振興

を図っている。施設整備では、老朽化が進んでいる長洲公民館を複合施設として、令和6年2月供用開始にあわせて利用促進を図ることとする。なお、社会教育集会所を始めとした各施設については、利用者の利便性を優先した改築・修理を継続するとともに、総合的な整備計画等の策定について協議・検討が必要である。

高齢者や女性等の団体・組織については、会員増などで組織強化を図る必要がある。また、公民館等での講座や教室においては、学習プログラム及び目標をより具体的に設定し、生涯学習の推進を図っていく必要がある。さらに、学びを地域づくりの推進者の育成など地域へと還元することが望まれる。

子どもへの活動支援について効果的に取組むためには、学校支援や小学生チャレンジ教室、未来創生塾事業など、学校・家庭・地域の連携をより一層密にすることが重要となる。

また、青少年の問題行動や規範意識の低下が大きな社会問題となっており、地域と家庭と学校との連携を図るとともに、講演会実施等により各家庭への情報提供や各自の倫理観醸成を促すことにより、青少年の健全育成に取り組んでいく必要がある。

なお、家庭教育は、教育の原点であり、就学前の子どもの教育が人格形成に大きく関わっている。そのため、関係課や関係機関と綿密に連携を取り、出生前から家庭教育の重要性の周知や啓発に取り組むことも必要となっている。また、保護者自らが家庭教育の主体であるという意識づけや地域を始めとしたさまざまなつながり作りを図ることが重要である。

さらに、同和問題をはじめとする人権問題については、平成28年、国において法の整備等がなされ、また、平成31年に本市においても「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」の改正、及び「宇佐市人権施策基本計画」の改定を行った。それらを指針とし、公民館・集会所を拠点とした学習を通して、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくしていこうとする人権教育の推進を図る必要がある。

**平和ミュージアム建設準備室**では、平和ミュージアム構想の実現に向けた各事業が展開されているところであり、資料館建設事業においては、社会経済情勢や市の財政状況を総合的に判断し、工事発注が見送り状態にある。基幹となる資料館の建設には期待が大きいことから、社会経済等の状況はあるが戦後80年に向け建設準備委員会を開催し、再発注に向けた事業スケジュールの再構築が必要である。

また、資料館の開館に合わせて進められている遺構整備事業は、整備計画に沿って順調に推移し、重点整備8箇所の整備が完了した。今後も情報拡散に努め、案内看板の設置やレンタル自転車、平和学習コンテンツの更なる推進が不可欠である。

全体事業の周知や機運醸成に向けたオープン講座、企画展の開催は、年々参

加者、見学者が増加傾向にあり、関心の高揚が見受けられる。同様に、地域の出前講座やガイド養成講座も定着しつつあることから、事業全般の進捗状況報告や平和に対する取組の拡大に向けて継続した事業実施が必要である。

他にも散逸が危惧される貴重な資料の収集は、継続した取組が必要であり、企画展の開催など、資料の活用も視野に入れた事業推進が必要とされる。

また、九七式艦上攻撃機に関しては、専門家の意見を参考に、将来的な展示方法や展示場所を検討し、適正な保存処理を行うことが重要である。

国際交流に対して、ハワイとの交流の礎が築かれたところであり、今後は関係課と連携を深め、様々な分野での国際的な交流事業の展開、拡大に期待する。

**文化財係**では、埋蔵文化財包蔵地で計画される各種開発については、事前発掘調査を実施し、遺跡の内容確認や記録保存を実施するなど開発者と十分調整し、文化財保護に努める必要がある。また、宇佐神宮に所在する宇佐神宮境内などの国指定等の史跡や重要文化財については、国・県の補助金を活用し、計画的に保存修理事業や史跡整備事業を進めていくことが重要である。「豊前神楽」については、国指定重要無形民俗文化財として中津市や福岡県を含めた広域指定となっていることから、他市と連携して継承活動を支援していく必要がある。

宇佐海軍航空隊に関連する戦争資料収集については、建設予定の資料館展示への移行がスムーズに進むよう、寄贈されている資料の適切な保存・管理が必要である。また、航空隊関連の戦争遺構を巡る平和学習が増加していることから、受入体制の整備や各施設の適切な管理も必要である。

このように各種文化財の保存や継承には、所有者・地域・学校等の理解や協力が不可欠である。令和5年7月に策定した「宇佐市文化財保存活用地域計画」における基本方針に従い、相互の連携を図りながら市民の身近にある公共施設での公開など、活用を図ることが大切である。

**安心院・院内地域教育係**では、中央公民館以外の他の公民館や集会所は、施設及び設備の老朽化や経年劣化に伴う不具合が散見される。適時的確に修繕を行い、社会教育施設として良好な生涯学習環境の整備に努めるとともに、時代の変化に応じて施設に求められる設備や機能の充実を図り、効率的・効果的な施設運営と持続可能なサービスの提供を行う必要がある。

両院地域においては、主たる利用者である高齢者や女性等で構成する各団体や組織が弱体化していることから、まちづくり協議会との協働を勘案しながら地域リーダーの養成を行い、社会教育の推進をより一層図る必要がある。

また、各種講座については、中央公民館を中心として、各地区公民館がお互いに連携をとりながら、青壮年層へ参加の拡大を図るとともに地域課題の解決に向けての企画や地域住民のニーズにあった、参加しやすく魅力ある講座の開設に取り組み、生涯学習活動機会の拡充に努めることが重要である

## 4 図書館

図書館は、市民の多様な学習要求に応える生涯学習の拠点施設として、あらゆる情報を提供することを使命としている。そして、社会の変化に応じた多様なニーズに応えるためには新鮮な資料の充実が不可欠である。継続的、安定的な予算確保に努めながら定期的に新刊書を購入するとともに、市民からのリクエストへの対応や傷んだ本の買い換え等、魅力ある資料の提供が必要である。

貸し出しサービスについては、コロナ禍による利用控えや利用制限が長期化するなか、感染予防対策を講じながら、指標に近い実績をあげているとの評価を得た。

2台の自動車図書館で市内を巡回する全域サービスについては、補助車を新規に導入することで利用者の感染予防対策を講じたことは、きめ細かいサービスとして評価されたが、今後は、コロナ収束後の活用が求められる。

児童サービスについては、平成30年度に策定した「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」が、今年度で5年間の期間満了の年を迎えるため、来年度発行予定の「第四次」計画の策定準備のための読書調査（アンケート）を実施し、計画的に準備を進める必要がある。

宇佐市読書感想文感想画コンクールや横光利一俳句大会等の行事を通して、読書や創作に親しむ機会の創出を継続してゆくとともに、コロナ禍前の全市全校規模での取り組みの復元が期待される。

電子図書館サービスの充実と利用啓発、リモート参加型や動画配信受講型による主催講座を実施し非来館型サービスを工夫してきたが、コロナ禍後においてもインターネットを活用した新たな図書館サービスの実施は有効である。

また、来年度は開館25周年となるが、経年劣化により改修・修繕の必要な施設・設備も多く、特に防災受信機及び非常放送設備や屋上防水工事等、多額の経費が見込まれる施設整備については今後とも長期的、計画的に実施していくことが課題である。

## 5 学校給食課

学校給食課では、運営委員会、献立委員会を開催し、委員や学校からの意見や要望を学校給食運営に反映させている。令和4年度からの新たな施策として、給食にデザートやふりかけ等の副食品を提供することで、給食のボリューム感や美味しさをアップすることによる給食の充実に努めた。また、地産地消の取組として、毎月実施している「ふるさと給食」をはじめ、県事業である「学校給食1日まるごと大分県」において地場産食材の活用に取り組んだ。また、給食日より毎日のホームページ、一口メモを通して情報発信されることで家庭で



の食事作りにも参考になるといった評価を得られた

新型コロナウイルス対策の影響により自粛や中止となっていた食育指導や試食会、センター見学がわずかではあるが増えてきており、今後は新型コロナウイルス感染流行以前に実施していた、生産者に対する感謝や生命に対する恩恵を伝える収穫体験等を学校と連携しながら行う必要がある。

食育推進については、栄養教諭による学校の給食時間での食育指導や学校と連携した食育授業により、学校給食で摂取する栄養価の大切さや、「望ましい食習慣」「食に関する自己管理能力」が身につくよう指導に努め、成長期にある児童生徒に対し献立や調理の工夫を図り、充実した学校給食の提供に努めた。引き続き、食に関する指導を積極的に行い、児童生徒や保護者の食に対する関心を高める必要がある。

「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の周知徹底、異物混入対応等について衛生講習会の実施や、朝礼などで調理従事者の衛生管理に関する意識の向上に努め、施設については、有害生物モニタリングなどを実施し衛生管理及び安全管理を図った。

アレルギー対応については、今後も保護者・学校・センターが連携し、除去食・代替食を提供し、食物アレルギー事故防止に努める。

宇佐学校給食センター、南部学校給食センターとも施設設備の老朽化による備品等の更新を実施しているが、今後も安定した給食の提供を図るため、計画的な改修・更新等に努める。

給食会計においては、今後、学校給食運営委員会の会計から市の会計に組み入れる公会計化導入に向けて、未納給食費の取扱いをはじめとした法整備や事務の効率化など関係各課と協議・調整を図りながら円滑に移行できるよう進めていく必要がある。

宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱

平成 21 年 2 月 20 日  
教育委員会告示第 5 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日教育委員会告示第 8 号

平成 28 年 3 月 29 日教育委員会告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 26 条第 1 項の規定により行う宇佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価)

第 2 条 点検・評価は、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行うものとする。

(評価委員)

第 3 条 教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、法第 26 条第 2 項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、宇佐市教育委員会事務点検評価委員(以下「評価委員」という。)を委嘱する。

2 評価委員は、5 人以内とする。

3 評価委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見書の提出)

第 4 条 評価委員は、教育委員会の求めに応じ、点検・評価に関し、意見書を作成し、教育委員会へ提出するものとする。

(市議会への報告)

第 5 条 教育委員会は、法第 26 条第 1 項の規定により、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、当該報告書に前条の意見書を添えて、市議会へ提出するものとする。

(公表)

第 6 条 教育委員会は、法第 26 条第 1 項の規定により、前条の報告書の概要を広く市民に公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 点検・評価に関する庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日教育委員会告示第 8 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日教育委員会告示第 11 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 歴代教育委員、教育長等

### 教育委員

氏名	期間
半田 剛	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.28～H21. 4.23
熊埜御堂 宏實	H14. 7.21～H17. 3.30
〃	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.28～H18. 5.27
〃	H18. 5.28～H22. 5.27
〃	H22. 5.28～H26. 5.27
河野 初弘	H15. 9.26～H17. 3.30
〃	H17. 3.31～H17. 5.27
岡本省司	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.28～H19. 5.27
〃	H19. 5.28～H23. 5.27
矢野省三	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H21. 9. 8～H25. 9. 7
〃	H25. 9. 8～H29. 9. 7
深見 皓三	H17. 5.28～H21. 5.27
石田 敦子	H17. 5.28～H20. 5.27
石田 菜穂子	H20. 5.28～H24. 5.27
近藤 一誠	H21. 9. 8～H25. 9. 7
〃	H25. 9. 8～H29. 9. 7
安部 功子	H23. 5.28～H27. 5.27
松永 建比古	H24. 5.28～H28. 5.27
〃	H28. 5.28～R2. 5.27
秋吉 禮子	H26. 5.28～H30. 5.27
佐藤 修水	H27. 5.28～R1. 5.27
〃	R1. 5.28～R5. 5.27
河野 浩一	H29. 9. 8～R3. 9. 7
古里 万里子	H30. 5.28～R4. 5.27
〃	H4. 5.28～R8. 5.27
徳光 優子	R2. 5.28～R6. 5.27
小野 裕美子	R3. 9. 8～R7. 9. 7

### 教育長

氏名	期間
半田 剛	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.30～H21. 4.23
岡本省司	H21. 9.13～H23. 5.27
近藤 一誠	H23. 5.28～H25. 9. 7
〃	H25. 9. 8～H29. 9. 7
竹内 新	H29. 9. 8～R2. 3. 31
高月 晴彦	R2. 4. 1～R2. 9. 7
〃	R2. 9. 8～R5. 9. 7

### 教育長職務代理者

氏名	期間
松永 建比古	H29. 9. 8～H30. 3.31
河野 浩一	H30. 4. 1～H31. 3.31
古里 万里子	H31. 4. 1～R2. 3.31
佐藤 修水	R2. 4. 1～R3. 3.31
徳光 優子	R3. 4. 1～R4. 3.31
小野 裕美子	R3. 9. 8～R7. 9. 7

### 教育委員長

氏名	期間
熊埜御堂 宏實	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.30～H18. 5.27
〃	H20. 6.23～H21. 6.22
〃	H23. 5.28～H24. 5.27
岡本省司	H18. 5.28～H19. 5.27
深見 皓三	H19. 5.28～H20. 5.27
矢野省三	H21. 9.13～H22. 9.12
〃	H26. 5.28～H27. 5.27
近藤 一誠	H22. 9.24～H23. 5.27
安部 功子	H24. 5.28～H25. 5.27
松永 建比古	H25. 5.28～H26. 5.27
矢野省三	H26. 5.28～H27. 5.27
秋吉 禮子	H27. 5.28～H28. 5.27
佐藤 修水	H28. 5.28～H29. 5.27
松永 建比古	H29. 5.28～H29. 9. 7

令和5年度（令和4年度対象）  
宇佐市教育委員会事務点検・評価報告書

令和5年9月

発行 宇佐市教育委員会

編集 宇佐市教育委員会 教育総務課



オオサンショウウオのサンちゃん

〒872-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

TEL 0978-27-8192（直通）

FAX 0978-33-2670